

## 第3次大分県きれいな海岸づくり推進計画



令和3年3月

大分県



## 第3次 大分県きれいな海岸づくり推進計画 目次

### 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 計画の基本理念

- 1 計画の基本理念（めざす姿）とテーマ・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 施策のすすめ方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 第3章 海岸ごみの現状と課題

- 1 大分県の海岸の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 海岸ごみの発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 海岸ごみの特徴（調査結果のまとめ）・・・・・・・・・・・・ 32
- 4 海岸ごみの発生量(推計値)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 5 これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 6 海岸ごみについての課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

### 第4章 基本方針と今後の取組

- 1 海岸ごみの円滑な処理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 2 効果的な発生抑制対策の推進（ごみの不法投棄防止と発生抑制）・・・・ 66
- 3 県民みんなで進めるきれいな海岸づくり（多彩な県民活動支援と人材育成）・・・・ 68
- 4 地域連携と協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

### 第5章 計画の推進

- 1 関係者の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

- コラム1 ～プラスチック類ってどんなもの？～・・・・・・・・・・・・ -13-
- コラム2 ～大きい海岸ごみについての課題～・・・・・・・・・・・・ -15-
- コラム3 ～小さい海岸ごみについての課題～・・・・・・・・・・・・ -16-
- コラム4 ～全国での海岸ごみの発生状況～・・・・・・・・・・・・ -27-
- コラム5 ～危険な海岸ごみ～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -28-
- コラム6 ～外国製品の海岸ごみ～・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ -31-
- コラム7 ～海岸ごみの季節変動について～・・・・・・・・・・・・ -36-



# 大分県きれいな海岸づくり推進計画

## 計画の基本理念

ごみのないきれいな海岸づくりを通じて、  
地域と環境が共生するうつくしい大分県をめざします。

## 計画のテーマ

未来につなごう。ごみのないきれいな海岸を。



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の背景と目的

大分県の海岸は、周防灘、伊予灘、別府湾、豊後水道など異なる海域に面し、その延長距離は769.4km<sup>※1</sup>に及びます。周防灘沿岸は遠浅の海岸で潮の干満の差が大きいいため、広大な干潟が発達し、伊予灘沿岸の国東半島には白砂青松の風光明媚な海岸が点在しています。別府湾沿岸には海水浴場や干潟、大分臨海工業地帯が連なり、豊後水道沿岸は半島と湾が複雑に組み合わさったリアス式海岸が独特な海岸景観を見せています。こうした特徴を持つ大分県の海岸は、地域の生活や産業に深い関わりを持つだけでなく、生物を育む場や人々の癒し、ふれあいの場として親しまれてきました。

多くの県民に親しまれている大分県の海岸ですが、その一方で、変化に富んだ地形や複雑な潮流、気象条件により海岸ごみ<sup>※2</sup>が発生しやすい特徴も併せ持っており、大分県の沿岸域においては、様々な海岸ごみが押し寄せ、美しい景観や適正な海岸利用を阻害している現状があります。

また、四方を海に囲まれた日本では、外国製品の海洋ごみが漂着するなど全国各地で海岸ごみの問題が発生しています。

海岸ごみは大きく人工ごみと自然ごみに分けられますが、人工ごみは自然のサイクルの中で分解されにくいことから、生き物や環境に重大な影響を与えることもあります。人工ごみの中でもプラスチックごみは、破片やかかけらを餌と間違えて食べた海鳥やウミガメを死に至らしめるなど野生生物や生態系に影響を及ぼし、またポリ容器や医療廃棄物、フロートなどの漁業廃棄物は、海洋環境汚染の原因になるなど地球環境問題の一つにもなっています。

海岸ごみの問題を日本全体で解決するため、平成21年7月に「海岸漂着物処理推進法」（正式名：美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律）が定められました。

平成30年6月に「海岸漂着物処理推進法」が改正（正式名：美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律）され、令和元年に海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更が閣議決定されました。

また、2次計画から、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、平成27年9月に国連サミットで採択され、世界を変えるための17の目標が設定されました。

※1：平成30年度時点の海岸延長を示しています。河口域は含まれていません。

※2：海岸に漂着したごみやその他の不要物などは、本計画では「海岸ごみ」として表記します。

豊かな水環境の創出を目指すとともに、県民共有の財産である大分県の海岸を大切に保全し、次世代に継承する必要があります。

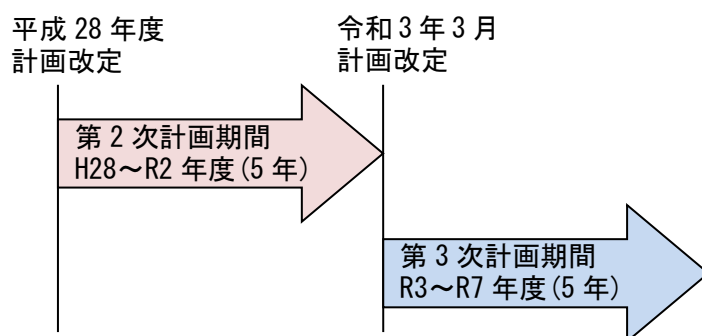
本県の海岸ごみの現状について理解を深めるとともに、行政をはじめ広範囲の県民、関係団体等が連携して総合的な取組を行うため、第2次計画を見直し、新たな「大分県きれいな海岸づくり推進計画」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

大分県きれいな海岸づくり推進計画は、海岸漂着物処理推進法に基づいた計画であり、「第5次大分県廃棄物処理計画(令和3年3月改訂)」における廃棄物の減量及び適正処理に向けた施策のうち、海岸における漂流・漂着ごみ対策の基本方針や、具体的な対策の内容を示した個別計画として位置付けています。

## 3. 計画の期間

第2次計画期間(平成28年度から令和2年度まで)の終了により、第3次計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



## 第2章 計画の基本理念

### 1. 計画の基本理念（めざす姿）とテーマ

基本理念は『大分県きれいな海岸づくり推進計画』がめざす姿を示すものです。

海洋に流れ出たごみは環境や生態系へ影響し、地球的規模の環境問題になっていることを考えると、海岸ごみの問題は海岸利用者のマナーや海岸だけの問題ではなく、大量のごみを排出し続ける社会全体の問題として考える必要があります。

そのため、計画の基本理念（めざす姿）を次のとおりとします。

#### 計 画 の 基 本 理 念（め ざ す 姿）

ごみのないきれいな海岸づくりを通じて、  
地域と環境が共生するうつくしい大分県をめざします。

また、計画をより多くの皆さんに理解いただき、きれいな海岸づくりの取組に参加いただくため、計画のテーマを次のとおりとします。

#### 計 画 の テ ー マ

未来につなごう。ごみのないきれいな海岸を。



## 2. 施策のすすめ方

### (1) 関係法令に基づく各種の計画等との整合性の確保

海岸漂着物処理推進法は海岸の良好な景観と環境の保全を目的に、海岸ごみの処理とごみが発生しない取組を求めています。計画や計画に基づく施策は、海岸の保全・利用に関係する「海岸法」や、自然環境や生物多様性の確保に関係する「自然公園法」、その他環境関連法令に基づく各種の計画や施策との整合性を十分確保することが重要です。

#### 海岸漂着物処理推進法の基本理念

- 総合的な海岸環境の保全・再生
- 責任の明確化と円滑な処理の推進
- 3R推進等による海岸漂着物等の発生の効果的な抑制
- 海洋環境の保全（マイクロプラスチック対策含む）
- 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
- 国際協力の推進

### (2) 海岸ごみの問題を内陸部を含めた大分県全体の問題として展開

海岸ごみの問題は沿岸部だけの問題ではなく、河川や内陸に由来するものも多く含まれることから、内陸部や河川上流部でもごみのポイ捨てや不法投棄をなくす取組が必要です。

海岸ごみの問題を内陸部を含めた大分県全体の問題と考え、河川敷や道路の清掃、パトロールなど内陸部でも施策を積極的に展開します。

### (3) 県民参加の海岸づくり

海岸ごみが発生しやすい海岸環境を持つ大分県では、これまでも海岸の景観や環境の保全のため、自治会・学校・企業・漁業者・NPO・ボランティア団体等による海岸美化活動が活発に行われてきました。美しく快適な大分県づくりをめざす「おおいたうつくし作戦<sup>※1</sup>」の牽引役となる「おおいたうつくし推進隊」を組織し、県全体で環境保全活動に取り組んでいます。

※1：県の長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2015」の安心分野の施策として盛り込まれ、まちづくり・ひとづくり・なかまづくりの3つのアクションを柱とし、県民の環境意識の更なる醸成と持続可能な活動基盤づくりを目指すこととして、平成28年4月からスタートしています。

### 3. 計画の基本方針

基本方針は基本理念（めざす姿）を実現するための、施策展開の方向性を示すものです。計画では、次の4つの基本方針に基づいて各施策を実行します。（各施策は第4章に示します。）

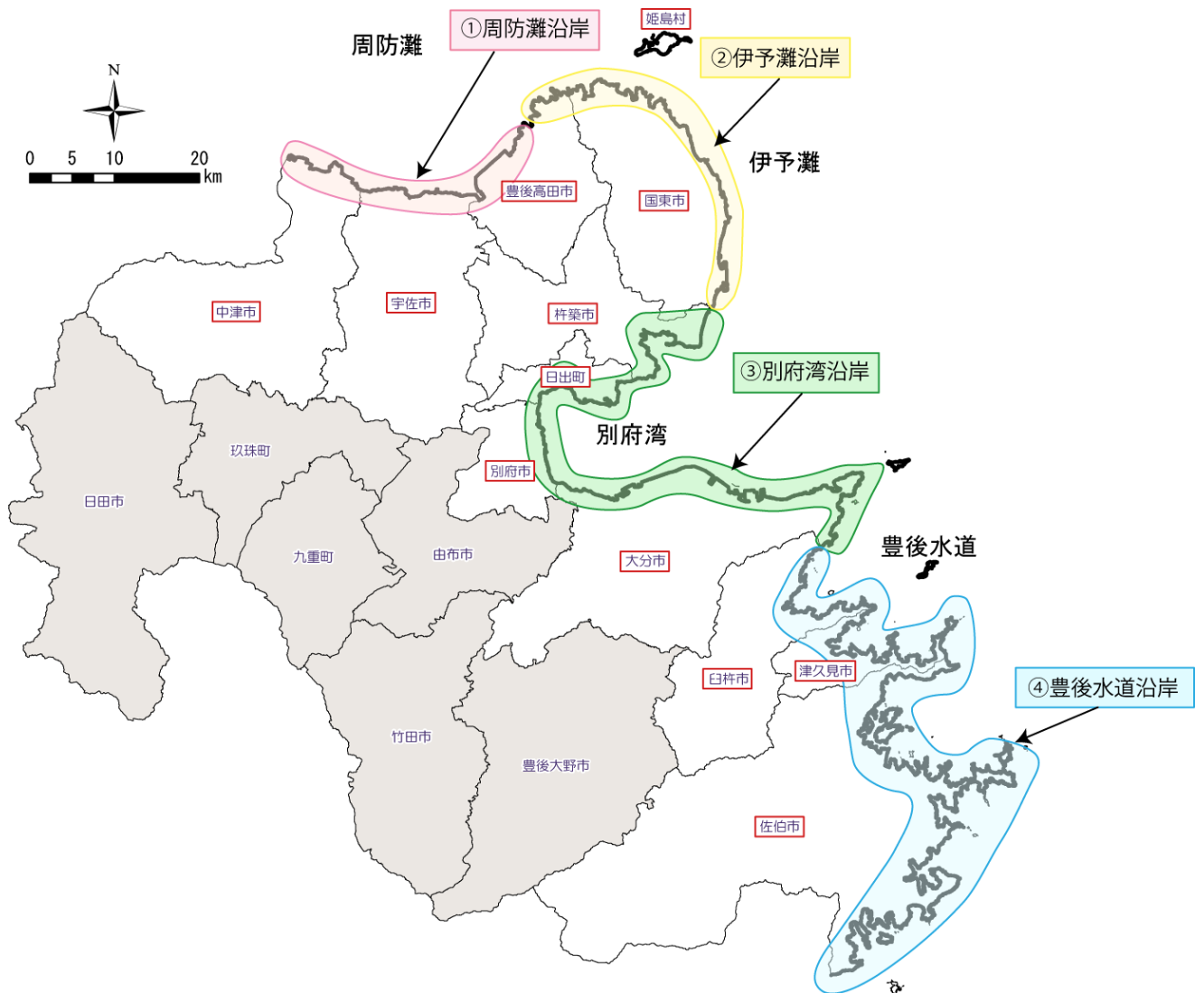
#### 計 画 の 基 本 方 針

- 1 海岸ごみの円滑な処理の推進
- 2 効果的な発生抑制対策の推進（ごみの不法投棄防止と発生抑制）
- 3 県民みんなで進めるきれいな海岸づくり（多彩な県民活動支援と人材育成）
- 4 地域連携と協働の推進

### 第3章 海岸ごみの現状と課題

#### 1. 大分県の海岸の概要

周防灘、伊予灘、別府湾、豊後水道など異なる海域に面する大分県では、様々な特徴を持つ海岸が形成され、その延長距離は 769.4km に及びます。図 3-1 に示すとおり大分県の海岸は大きく、①周防灘沿岸、②伊予灘沿岸、③別府湾沿岸、④豊後水道沿岸に分けられます。



注：①～④の区分は、以下の文章中の表記と対応しています。

図 3-1 大分県沿岸域の地形

①周防灘沿岸：中津市、宇佐市、豊後高田市（旧豊後高田市、旧真玉町）海岸長 約73km

大分県北部に位置する周防灘沿岸は遠浅の海岸で、潮の干満の差が大きいため、中津干潟や和間海岸などの広大な干潟が発達しています。干潟には、生きた化石といわれるカブトガニやナメクジウオ及びアオギスなどの希少な動植物が多数生息・生育しており、日本の重要湿地 500 やラムサール条約湿地潜在候補地に選定されています。

また、干潟域や沿岸域では採貝漁業やノリ養殖業、漁船漁業が行われています。

中津干潟（中津市）



写真提供：水辺に遊ぶ会MUSEUM

②伊予灘沿岸：豊後高田市（旧香々地町）、国東市、姫島村 海岸長 約121km

大分県北東部に位置する伊予灘沿岸は、北部（国東市国見町）にはリアス式海岸が形成され、南部には遠浅の海岸が広がります。

国東半島では海岸沿いに松が植えられ、白砂青松の海岸は景観スポット、海水浴場として人気を集めています。こうした異なる海岸地形は、半島中央に位置する両子山のはるか昔の火山活動で形成されたものです。

また、潮流のおだやかな伊予灘は魚種も豊富で、刺網・釣りなどの漁業が盛んです。

来浦海水浴場（国東市）



写真提供：（社）ツーリズムおおいた



### ③別府湾沿岸：杵築市、日出町、別府市、大分市 海岸長 約 179km

大分県中部に位置する別府湾沿岸は、なだらかな海岸線が特徴的で海水浴場が点在しています。また、守江湾（杵築市）の発達した干潟にはカブトガニやアオギスなどの希少な動植物が生息・生育しており、日本の重要湿地 500 に指定されています。大分市沿岸部では、港湾整備や埋立てにより自然海岸はほとんど消滅していますが、ウォーターフロント開発として、「かんたん港園」が整備され、海岸の利用も多くみられます。

別府湾と高崎山



写真提供：(社)ツーリズムおおいた

### ④豊後水道沿岸：臼杵市、津久見市、佐伯市 海岸長 約 397km

大分県南部に位置する豊後水道沿岸は、長目半島、四浦半島、鶴見半島、入津半島と臼杵湾、津久見湾、佐伯湾、米水津湾などの半島と湾により形成されたリアス式海岸が特徴です。

波の浸食によって形成された海食崖、海食洞門など特異な海岸風景を見せています。

また、魚の生息に適した岩礁や、瀬戸内海からの潮流と南からの黒潮がぶつかり合う日本有数の漁場である豊後水道では、養殖業や沿岸漁業が行われています。

豊後水道沿岸のリアス式海岸



## 2. 海岸ごみの発生状況

### (1) 調査内容

大分県では、令和元年度の夏季・秋季・冬季に4回（8月、9月、10月、12月）、沿岸の全市町村（12市町村、17地点）を対象に、前回調査（平成26年度）と同じ地点で海岸ごみの実態調査を実施しました。

調査の実施回数・時期、調査地点はそれぞれ表3-1(1)、表3-1(2)に示すとおりであり、令和元年度調査の一部は台風の接近後に行いました。

表3-1(1) 実態調査の実施回数・時期

調査年度	実施回数・実施時期	備考
平成26年度 (前回調査)	4回 (平成26年8月、9月、10月、12月)	2次計画策定前に実施。 調査期間中、一部の海岸では台風による影響を受けた。
令和元年度	4回 (令和元年8月、9月、10月、12月)	3次計画策定前に実施。 調査期間中、一部の海岸では台風による影響を受けた。

表3-1(2) 調査地点ごとの実態調査の実施日

沿岸名	市町村名	No	海岸名	平成26年度				令和元年度			
				1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目
周防灘沿岸	中津市	①	中津港海岸（大新田地区）	8/7	9/10	10/15	12/15	8/31	9/25	10/29	12/11
	宇佐市	②	和間漁港海岸（宇佐5号海岸）	8/7	9/10	10/15	12/15	8/31	9/25	10/29	12/11
	豊後高田市	③	小林漁港海岸	8/7	9/10	10/16	12/15	8/31	9/25	10/29	12/11
伊予灘沿岸		④	松津漁港海岸	8/6	9/11	10/16	12/15	8/30	9/25	10/29	12/11
	姫島村	⑤	北浦漁港海岸	8/6	9/11	10/20	12/16	8/30	9/26	10/30	12/12
	国東市	⑥	来浦海岸	8/6	9/11	10/16	12/16	8/30	9/26	10/30	12/12
⑦		国東海岸（小原地区）	8/7	9/11	10/16	12/16	8/30	9/26	10/30	12/12	
別府湾沿岸	杵築市	⑧	守江港海岸（納屋地区）	8/8	9/12	10/20	12/17	8/30	9/26	10/30	12/12
	日出町	⑨	日出海岸（糸ヶ浜地区）	8/8	9/12	10/20	12/17	8/29	9/26	10/30	12/12
	別府市	⑩	別府港海岸（関の江地区）	8/11	9/12	10/21	12/17	8/29	9/27	10/31	12/13
	大分市	⑪	志生木漁港海岸（大志生木海水浴場）	8/11	9/16	10/21	12/18	8/23	9/25	10/31	12/11
豊後水道沿岸	臼杵市	⑫	東深江漁港海岸	8/11	9/16	10/21	12/18	8/29	9/25	10/30	12/13
	津久見市	⑬	四浦漁港海岸（松ヶ浦地区）	8/12	9/17	10/22	12/19	8/29	9/25	10/29	12/12
	佐伯市	⑭	上浦海岸（夏井海岸）	8/12	9/16	10/22	12/18	8/29	9/26	10/29	12/12
		⑮	下梶寄海岸	8/13	9/17	10/22	12/19	8/28	9/26	10/30	12/12
		⑯	間越漁港海岸（間越地区）	8/13	9/17	10/23	12/19	8/28	9/26	10/30	12/12
	⑰	元猿漁港海岸（元猿地区）	8/12	9/18	10/23	12/20	8/28	9/26	10/31	12/11	

注1：青文字は台風接近後の調査であることを示しています。

実態調査は調査地点ごとに 10m×10m 程度の調査枠を設け、その枠内の海岸ごみを収集・分類し、表 3-2 に示す分類ごとに個数、重量、体積を記録しました。

表 3-2(1) 海岸ごみの種類

発生原因	大分類	発生原因	大分類
人工ごみ	プラスチック	自然ごみ	木（木材等）
	発泡スチロール		灌木
	ゴム		流木
	ガラス・陶器		
	金属		
	紙類、ダンボール		
	天然繊維、革		
	電化製品、電子機器		
	木（木材等）		

表 3-2(2) 主な海岸ごみの種類





表 3-2(3) 主な海岸ごみの種類

 <p>ゴム類</p>	 <p>ガラス、陶器</p> <p>ガラス・陶器類(陶器)</p>	 <p>ガラス・陶器類(びん)</p>
 <p>金属類(飲料用缶等)</p>	 <p>金属類(スプレー缶等)</p>	 <p>ガラス、陶器</p> <p>ガラス・陶器類(蛍光灯)</p>
 <p>紙類(紙、段ボール類)</p>	 <p>紙バッグ ※外国製品</p>	 <p>天然繊維、革</p> <p>天然繊維、革類</p>
 <p>大工ごみ(木、木材等)</p>	 <p>自然ごみ(流木)</p>	 <p>自然ごみ(灌木、コナ等)</p>
 <p>自然ごみ(混合物)</p>	 <p>自然ごみ(海藻類)</p>	



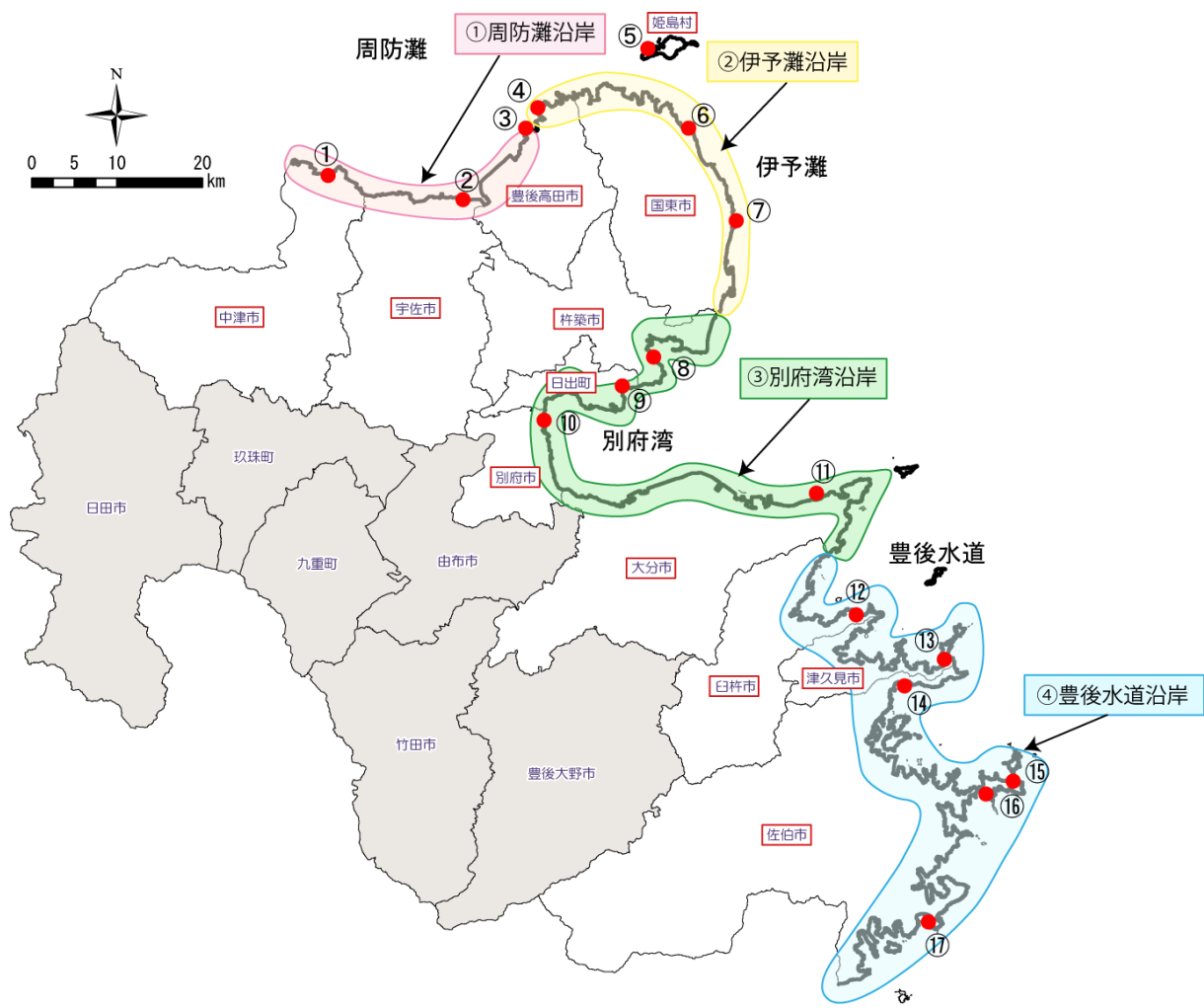
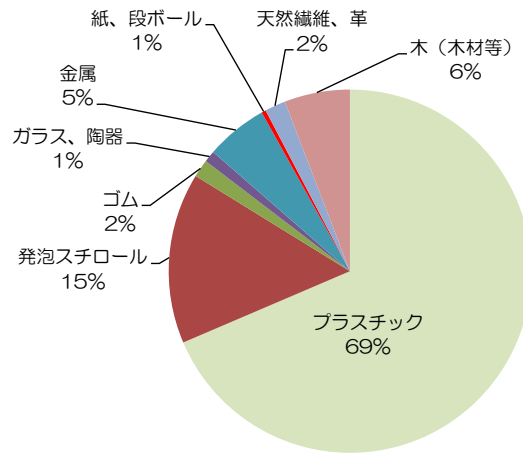


図 3-2 海岸ごみ実態調査の実施箇所（令和元年度）

## (2) 調査結果（人工ごみの組成）

海岸ごみのうち、人工ごみの組成割合（種類別の割合(個数)）を図 3-3 に示します。プラスチック類が全体の 69%を占めており、次いで発泡スチロール類が 15%を占めています。



※ 組成割合は、令和元年度に実施した全 17 地点、4 回の総数(個数)をもとに示しています。

図 3-3 実態調査結果(人工ごみの状況(種類別の割合))

## コラム 1 ～プラスチック類ってどんなもの？～

人工ごみの中でも多くを占めるプラスチック類の詳しい分類をみると、体積で最も多いのは、「飲料用ペットボトル」(34%)でした。

飲料用ペットボトル以外では、「硬質プラスチック破片」(21%)など、私たちの生活の中で発生した様々なものが海岸に漂着していると考えられます。

漁具や釣り具関連の海岸ごみを海域由来、それ以外の海岸ごみを陸域由来とすると、陸域由来 83%、海域由来 17%であり、その比は、概ね 8 : 2 となっており、前回比率(概ね 6 : 4)と比較し、陸域由来の割合が増加しています。

※ 組成割合は、令和元年度に実施した全 17 地点、4 回の総数(個数)をもとに示しています。

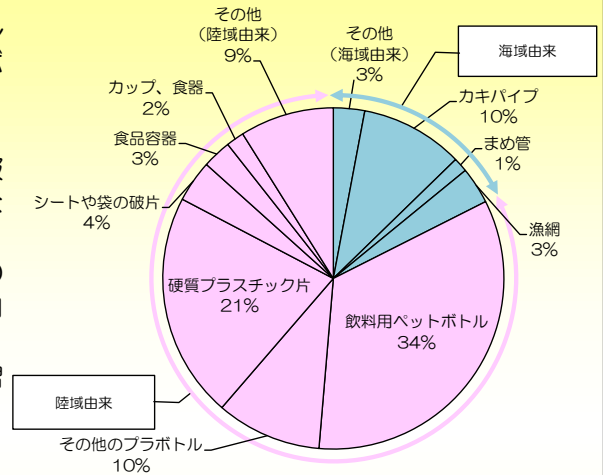


図 プラスチック類の内訳(種類別体積割合)



写真 主なプラスチック類の海岸ごみ(実態調査結果)

### (3) 調査結果（人工ごみの状況(個数、体積)）

海岸ごみのうち、人工ごみについて、100m<sup>2</sup>あたりの個数と体積に関する実態調査の結果を図3-4に示します。

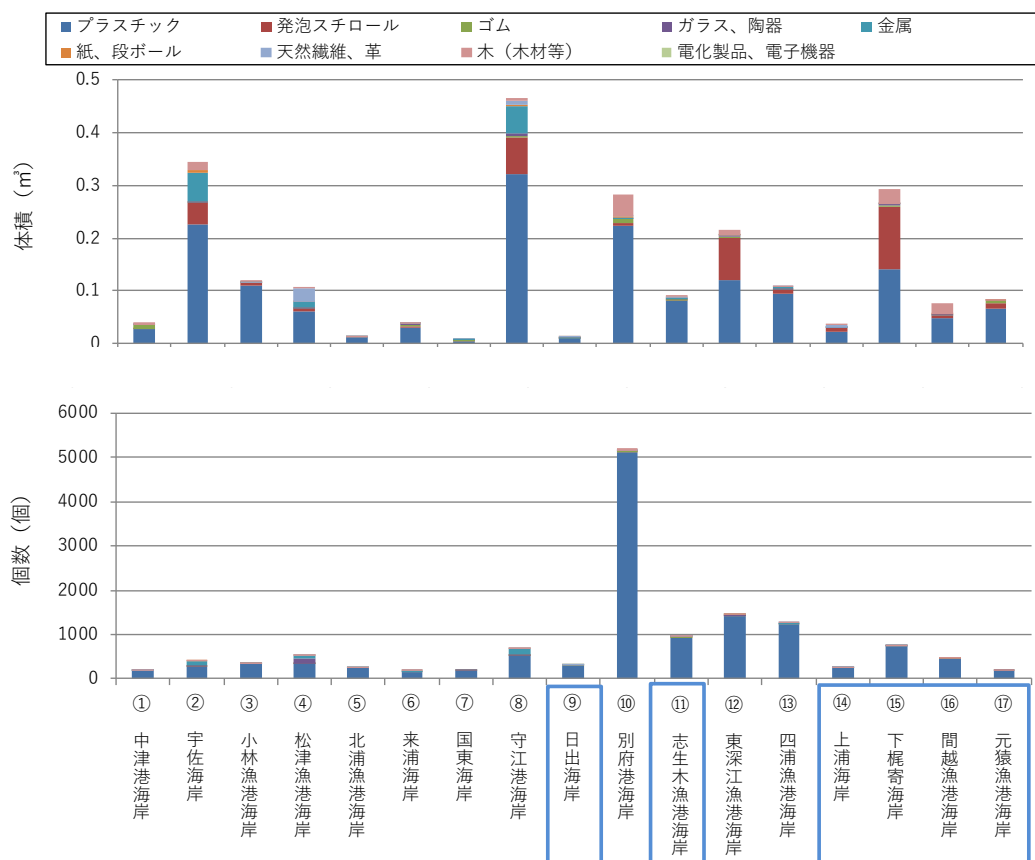
100m<sup>2</sup>あたりの人工ごみの体積が最も大きかったのは、別府湾沿岸の⑧守江港海岸の0.466m<sup>3</sup>でした。

100m<sup>2</sup>あたりの人工ごみの個数が最も多かったのは⑩別府港海岸で、100m<sup>2</sup>の中に5,206個の人工ごみが見られ、そのほとんどはプラスチック類でした。

人工ごみについて、細かいプラスチック片や発泡スチロール類などの海岸ごみは、個数が多くても重量や体積にはあまり影響しないため、個数の多さと体積の大きさが必ずしも比例していません。

人工ごみに含まれる細かいプラスチック片や発泡スチロール類などの海岸ごみは、重量や体積は小さいですが、個数が多いため回収するのに多大な労力がかかります。

一方で、大型の自然ごみ、人工ごみ（流木、木片など）は1個当たりの重量や体積が大きく、回収や運搬が困難な場合もあります。



注：青枠で囲った調査地点は海水浴場として利用されています

図3-4 実態調査結果(人工ごみの状況(体積))

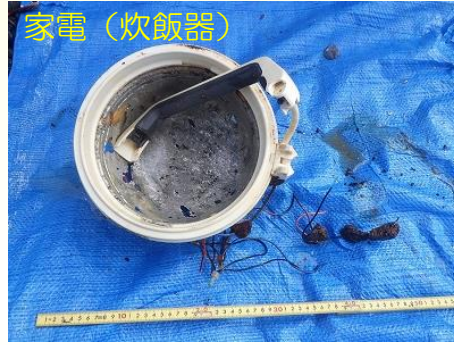


## コラム2 ～ 大きい海岸ごみについての課題 ～

流木等の自然ごみ、木片、廃タイヤ、家電等の人工ごみは1個当りの重量や体積が大きく、回収や運搬が大変です。

また、灌木や海藻類等は、1個当りの重量や体積は大きくなくても、大量に漂着すると回収や運搬に労力を要します。

海岸清掃を行っている民間団体や関係行政機関へのアンケート調査からも、大きい海岸ごみの回収や運搬にあたっての課題が挙げられています。



令和元年12月 北浦漁港海岸 (姫島村)

令和元年12月 中津港海岸 (大新田地区)  
(中津市)



大量の海藻類 (ホンダワラ類)



大量の海藻類 (コアマモ)



大量の灌木 (別府港)

## コラム3 ～ 小さい海岸ごみについての課題 ～

プラスチック類は、1個当りの重量や体積が小さく、かつ他の人工ごみに比べて、個数が大幅に多い傾向が見られました。これらは、処理の際に重量や体積としての影響は大きくありませんが、個数が多く回収するための労力がかかります。

### ※重量の目安(硬貨)

1円玉-1g、  
50円玉-4g、  
500円玉-7g

### ※プラスチック類

1個当り  
≒ 500円玉 2枚  
程度の重さ

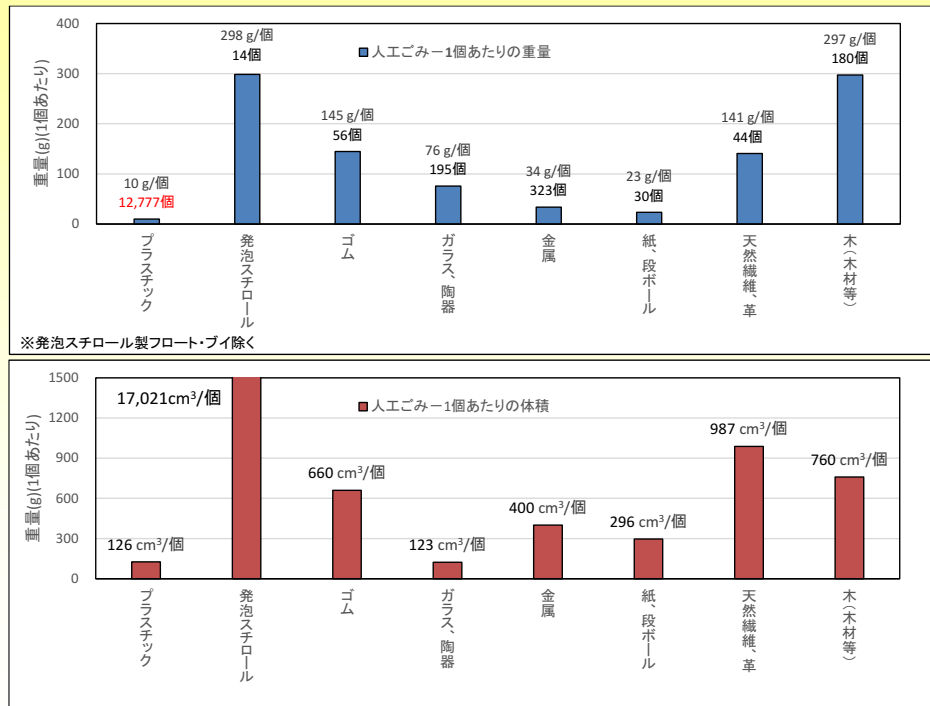


図 漂着物 1個当たりの重量、体積



写真 小さな人工ごみ

### より小さい海岸ごみ ～マイクロプラスチックの影響～

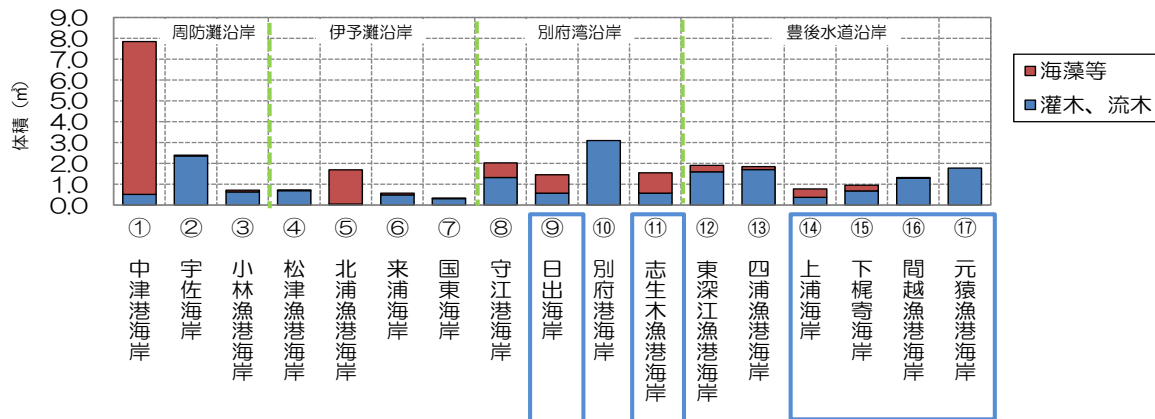
漂流・漂着ごみの多くを占めるプラスチック類は、海岸や海上で劣化・摩耗した後に細分化されマイクロプラスチック(サイズが5mm以下)となり、海域を浮遊します。

マイクロプラスチックのうち、数百μm～1mm程度の大きさの微細片は、世界各地の海域で確認されています。

これらは、海域を浮遊する動物プランクトンと同程度の大きさであり、魚類等の誤飲により生態系へ容易に混入します。そのため、マイクロプラスチックが有害物質を吸着または含有し、食物連鎖等を通じて海洋生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。

#### (4) 調査結果（自然ごみの状況（体積））

海岸ごみのうち、流木・灌木及び海藻類などの自然ごみについて、100m<sup>2</sup>あたりの体積が最も大きかったのは図 3-5 に示すとおり周防灘沿岸の①中津港海岸でした。



注：青枠で囲った調査地点は海水浴場として利用されています

図 3-5 実態調査結果（自然ごみの地点別体積（17 地点 4 回の合計））

#### (5) 調査地点ごとの調査結果

実態調査を行った海岸のうち、海岸ごみが少なかった海岸では、市やボランティアによる定期的な清掃活動が行われている海岸もあります。

また、今回実態調査を行っていない多くの海岸においても、市やボランティアによる定期的な清掃活動が行われている海岸があります。

調査地点ごとの調査結果は以下のとおりです。

令和 2 年度に行ったアンケート調査より、民間団体による活動の概要を併せて示します。

（以下、人工ごみの組成割合については、各地点の 4 回の合計体積より求めています。）



## 周防灘沿岸の状況

実態調査の概要  
(周防灘沿岸)

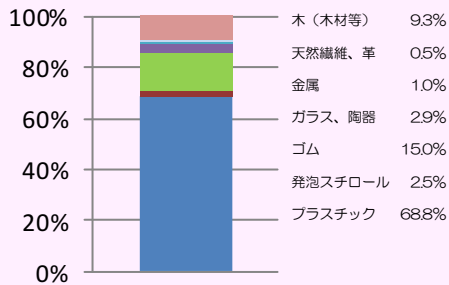
### ① 中津港海岸（中津市）

周防灘に面する広大な干潟です。周防灘沿岸で人工ごみが最も少ない海岸です。反面、自然ごみが最も多く、12月には、海藻類が多く漂着しました。



- ・人工ごみの4回の総数 187個/100m<sup>2</sup>
- ・人工ごみの総量 0.040m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- ・自然ごみの総量 7.843m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

人工ごみの  
内訳  
(体積)



### ② 和間漁港海岸（宇佐市）

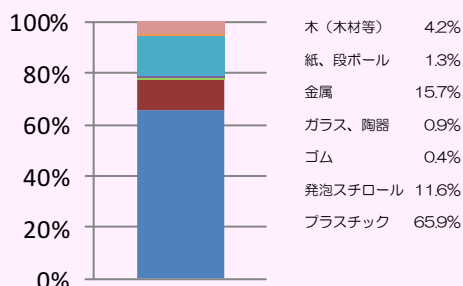
周防灘に面する広大な干潟です。

これまで宇佐市(新浜海岸)では、民間団体である「宇佐自然と親しむ会」による清掃活動が行われていましたが、2、3年前から海岸清掃を行っていません（令和2年度ヒアリングより）。全調査箇所の中で2番目にごみが多い海岸です。



- ・人工ごみの4回の総数 409個/100m<sup>2</sup>
- ・人工ごみの総量 0.344m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- ・自然ごみの総量 2.396m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

人工ごみの  
内訳  
(体積)



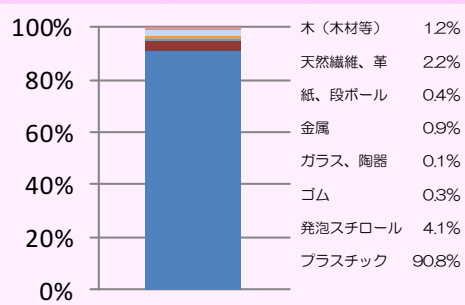
③小林漁港海岸(豊後高田市)

- ・人工ごみの4回の総数 334 個/100m<sup>2</sup>
- ・人工ごみの総量 0.120m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- ・自然ごみの総量 0.723m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

周防灘に面する砂浜で、干潮時には干潟がみられます。地域住民による清掃活動が定期的に行われています。



人工ごみの  
内訳  
(体積)





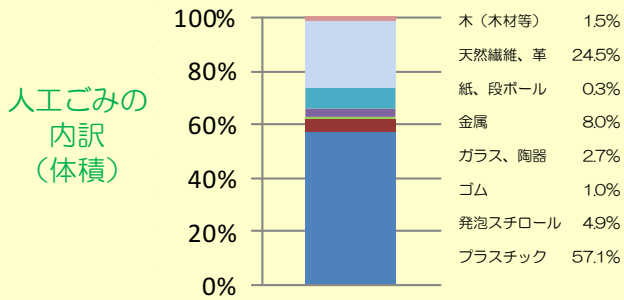
# 伊予灘沿岸の状況

実態調査の概要  
(伊予灘沿岸)

## ④松津漁港海岸 (豊後高田市)

- 人工ごみの4回の総数 520個/100m<sup>2</sup>
- 人工ごみの総量 0.106m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- 自然ごみの総量 0.727m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

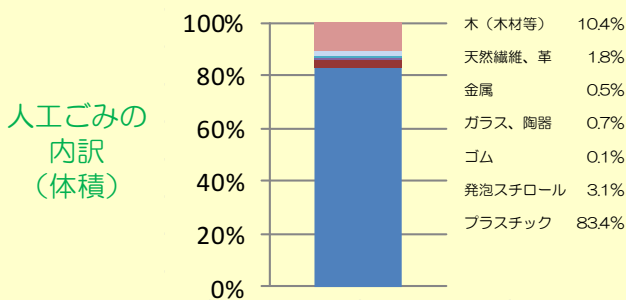
伊予灘に面する調査地点の中で、最も多く海岸ごみがみられました。  
月別では8月の調査時に最も多くの海岸ごみが確認されました。



## ⑤北浦漁港海岸 (姫島村)

- 人工ごみの4回の総数 241個/100m<sup>2</sup>
- 人工ごみの総量 0.015m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- 自然ごみの総量 1.688m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

伊予灘に面する唯一の離島で、調査地点では最も北側に位置します。  
12月には海藻(ホンダワラ類)が多く漂着しました。



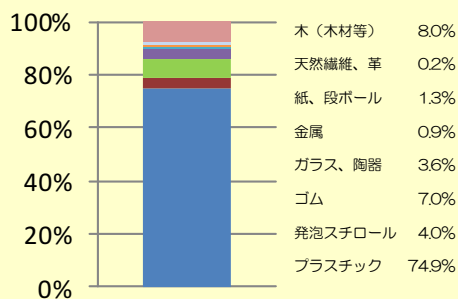
⑥来浦海岸 (国東市)

伊予灘に面する砂浜の海岸です。  
12月には人工ごみはほぼ確認されませんでした。

- 人工ごみの4回の総数 182個/100m<sup>2</sup>
- 人工ごみの総量 0.042m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- 自然ごみの総量 0.574m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>



人工ごみの  
内訳  
(体積)



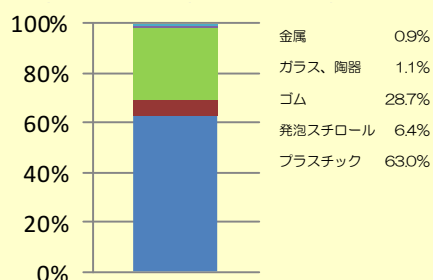
⑦国東海岸 (小原地区) (国東市)

伊予灘に面する砂浜の海岸です。ボランティアによる清掃活動により、全調査箇所の中で、最もごみが少ない区間となっています。

- 人工ごみの4回の総数 171個/100m<sup>2</sup>
- 人工ごみの総量 0.008m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- 自然ごみの総量 0.332m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>



人工ごみの  
内訳  
(体積)





## 別府湾沿岸の状況

実態調査の概要  
(別府湾沿岸)

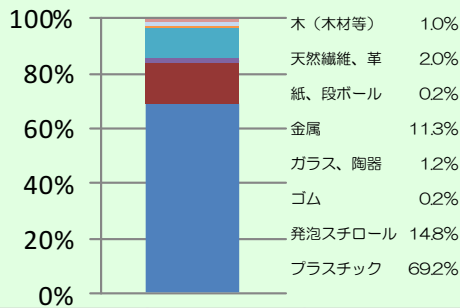
### ⑧守江港海岸（納屋地区）（杵築市）

- ・人工ごみの4回の総数 693 個/100m<sup>2</sup>
- ・人工ごみの総量 0.466m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- ・自然ごみの総量 2.023m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

別府湾に面した海岸です。これまで杵築市(梶ヶ浜海岸)では、民間団体である「地縁団体 梶ヶ浜区」による清掃活動が行われていましたが、近年清掃活動を実施していません(令和2年度ヒアリング)。全調査箇所の中で、人工ごみが最も多くなっています。



人工ごみの  
内訳  
(体積)



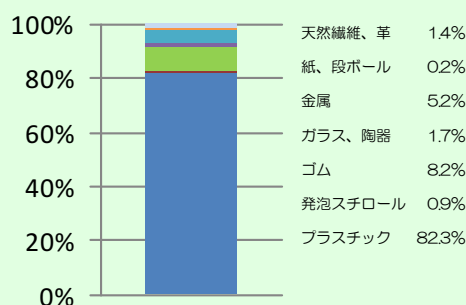
### ⑨日出海岸（糸ヶ浜地区）（日出町）

- ・人工ごみの4回の総数 312 個/100m<sup>2</sup>
- ・人工ごみの総量 0.011m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- ・自然ごみの総量 1.452m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

夏季は海水浴場として利用される、公園に隣接した海岸です。全調査箇所の中で、2番目にゴミが少ない区間となっています。



人工ごみの  
内訳  
(体積)



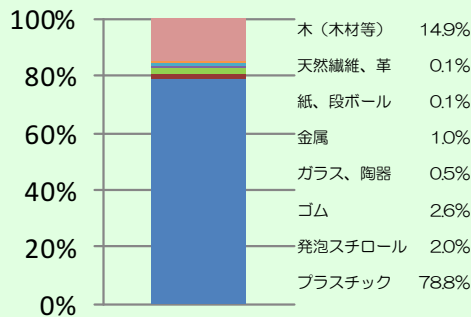
⑩別府港海岸 (関の江地区) (別府市)

- 人工ごみの4回の総数 5,206 個/100m<sup>2</sup>
- 人工ごみの総量 0.283m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- 自然ごみの総量 3.102m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

夏季は海水浴場として利用されています。牡蠣養殖用パイプ及びまめ管が多く、全調査箇所の中でごみの合計個数が最も多くなっています。



人工ごみの  
内訳  
(体積)



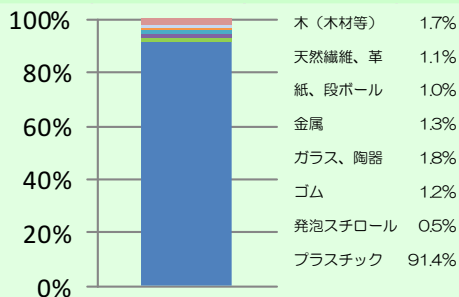
⑪志生木漁港海岸 (大分市)

- 人工ごみの4回の総数 962 個/100m<sup>2</sup>
- 人工ごみの総量 0.090m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- 自然ごみの総量 1.545m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

夏季は海水浴場として利用されています。  
8月に人工ごみが最も多く確認されました。



人工ごみの  
内訳  
(体積)





## 豊後水道沿岸の状況

実態調査の概要  
(豊後水道沿岸)

### ⑫東深江漁港海岸 (臼杵市)

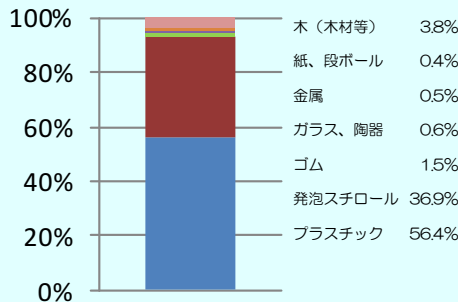
- 人工ごみの4回の総数 1,458 個/100m<sup>2</sup>
- 人工ごみの総量 0.215m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- 自然ごみの総量 1.904m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

豊後水道に面する県道沿いの小さな海岸です。

8月から12月の調査時にかけて、人工ごみの個数は減少していきました。



人工ごみの  
内訳  
(体積)



### ⑬四浦漁港海岸 (津久見市)

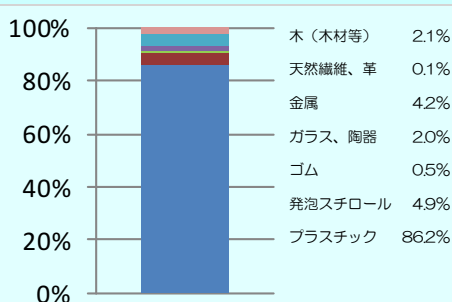
- 人工ごみの4回の総数 1,279 個/100m<sup>2</sup>
- 人工ごみの総量 0.111m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- 自然ごみの総量 1.845m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

豊後水道に面する県道沿いの小さな海岸です。

10月から12月にかけて、人工ごみの割合が多くなっています。



人工ごみの  
内訳  
(体積)



⑭上浦海岸（夏井海岸）（佐伯市）

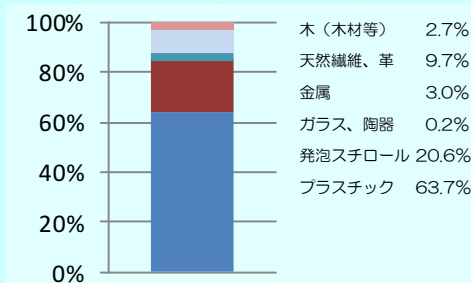
- ・人工ごみの4回の総数 1,279 個/100m<sup>2</sup>
- ・人工ごみの総量 0.036m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- ・自然ごみの総量 0.777m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

海水浴場やキャンプ場として利用されている砂浜の海岸です。  
豊後水道沿岸の調査箇所の中で最も人工ごみの少ない海岸です。



海岸の様子（令和元年8月）

人工ごみの  
内訳  
(体積)



海岸の様子（令和元年12月）

⑮下梶寄海岸（佐伯市）

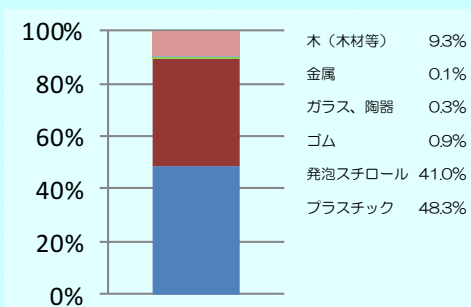
- ・人工ごみの4回の総数 748 個/100m<sup>2</sup>
- ・人工ごみの総量 0.292m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- ・自然ごみの総量 0.952m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

夏季は海水浴場として利用されている礫浜の海岸です。  
他の調査地点と比較して、外国製品の海岸ごみが最も多くみられました。



海岸の様子（令和元年8月）

人工ごみの  
内訳  
(体積)





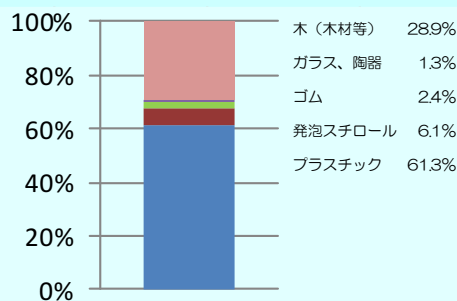
⑩間越漁港海岸（佐伯市）

- ・人工ごみの4回の総数 481 個/100m<sup>2</sup>
- ・人工ごみの総量 0.078m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- ・自然ごみの総量 1.323m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

夏季は海水浴場として利用されている砂浜の海岸です。地域の清掃活動が行われています。12月にはほとんど人工ごみが確認されませんでした。



人工ごみの  
内訳  
(体積)



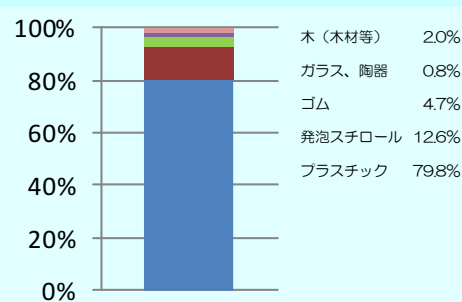
⑪元猿漁港海岸（佐伯市）

- ・人工ごみの4回の総数 185 個/100m<sup>2</sup>
- ・人工ごみの総量 0.083m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>
- ・自然ごみの総量 1.777m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>

夏季は海水浴場として利用されています。定期的に清掃活動が行われています。10月及び12月にはほとんど人工ごみが確認されませんでした。



人工ごみの  
内訳  
(体積)



## コラム4 ～全国での海岸ごみの発生状況～

環境省では、漂着ごみ対策を適切に進めるため、平成22年度から26年度まで全国の7海岸で漂着ごみの継続的なモニタリングを行ってきました（調査対象地域は、次の7箇所。沖縄県石垣市、茨城県神栖市、長崎県対馬市、山口県下関市、石川県羽咋市、鹿児島県南さつま市、兵庫県淡路市）。平成27年度から平成29年度は、毎年度全国10地点、合計21箇所のモニタリング調査を行ってきました。

平成27年度から平成29年度では、これらのいずれの地点においても、人工ごみでは、プラスチック類や発泡スチロール類が多い傾向がみられています。

また、調査地点のうち、日本海側に位置する地点では、中国や韓国等の外国からの漂着物が多い傾向がみられています。

「平成29年度 漂着ごみ対策総合検討業務報告書 平成30年3月（環境省）」より

### (6) 危険ごみの確認状況

本調査では海岸漂着危険物として、図3-6に示す注射器や金属塊などが確認されました（写真）。海岸ごみの中には、この他にもガスボンベや信号弾などの危険物が含まれていることもあり、日本ではこれらによる事故も発生しています。

海岸漂着危険物から海岸利用者を守るため、国ではガイドラインやハンドブックをとりまとめています。



図3-6 危険ごみ



## コラム5 ～危険な海岸ごみ～

海岸に漂着する危険物から海岸利用者を守るため、国では、海岸管理者向けの「海岸漂着危険物対応ガイドライン」や利用者向けの「海岸漂着危険物ハンドブック」がとりまとめられ、公開されています。これらは、以下のホームページから入手することができます。

[http://www.mlit.go.jp/river/shishin\\_guideline/#kaigan](http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/#kaigan)

「海岸漂着危険物対応ガイドライン（平成21年6月）」（抜粋）

### 1.4 海岸漂着危険物の種類

#### (1) 海岸漂着危険物の種類

漂着ゴミ等の中から危険物を分類し、表1.3に危険物種別表を示した。また、国際連合では、これらの危険物の危険有害性を示す警告表示（表1.4参照）を勧告・公表しており、このマークから危険有害性を推定できることが期待される。しかし、漂流中にこれらのマークが剥がれてしまったり、危険物でもマークがつけられていないものがあるほか、容器の表示と中身が異なる事例もあることに注意を要する。

表 1.3(1) 危険物種別表

区分	危険物種別表
引火性液体	燃える液体（ガソリン、灯油、オイル、重油等） 1, 2, 3, 4
火薬類	爆発性もの（発火筒、信管類、不発弾、花火、爆竹等） 5, 6, 7, 8, 9, 10
高圧ガス	ガスの入ったもの（スプレー缶、消火器、プロパンガスボンベ等） 11, 12, 13, 14

- 9 -

表 1.3(2) 危険物種別表

区分	危険物種別表
医療系廃棄物	病院で使うもの（注射器、薬瓶等） 15, 16, 17
薬品類	中身のよくわからない袋、容器（ポリタンク、農薬等） ④⑤（有害危険物質・キレン・ベンゼン等） 可燃性、自然発火性、禁水性、酸化性、放射性、腐食性物質等 18, 19, 20
動物死体	海洋生物（毒性のあるもの、触らないように注意）、海産哺乳類、鳥類の死体等 21, 22, 23
その他	切れたりして触ると危ないもの（ガラス瓶、刃物、金属片等） 24, 25, 26

写真提供

④：内閣府HP⑤：6：国総海上保安部HP⑦：国際化工協⑧：仙崎海上保安部⑨：八不陸海防地対策課⑩：白井煙火⑪：2：横浜市消防本部⑫：島根県⑬：18：島根県⑭：21：串本海中公園センター⑮：22, 23：かながわ美化財団⑯：⑰, ⑱, ⑲, ⑳, ㉑, ㉒, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙, ㉚, ㉛, ㉜, ㉝, ㉞, ㉟, ㊱, ㊲, ㊳, ㊴, ㊵, ㊶, ㊷, ㊸, ㊹, ㊺, ㊻, ㊼, ㊽, ㊾, ㊿

出典：環境省HPを参考に作成

- 10 -

### 「海岸漂着危険物ハンドブック(抜粋)」

安全な海岸利用のため、海岸漂着危険物の種別や危険性が分かりやすく記載されています。

#### やくひん のうやく えきたい はい ようき 薬品・農薬・液体が入っている容器

- ◎浜辺に落ちているポリタンクやペットボトルなどには、強い化学薬品（塩酸など）や燃えやすい液体（ガソリン・灯油・オイルなど）が入っていることがあります。
- ◎外国語や化学記号、ドクロマークが書かれた容器には、人体に有害な薬品が入っていることがあります。
- ◎中に入っている化学薬品に触ったり、吸い込んだりすると、火傷や皮膚がただれたり、呼吸が苦しくなったり、目を痛めることがあります。
- ◎また、燃えやすい液体の場合、火を近くでつけたりすると引火したり爆発したりして、火傷やケガをすることがあります。

#### ◆容器の種類



写真提供：長崎県

#### きけんぶつ 危険物のシンボルマーク

GHSシンボルマーク

(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)

下のマークがついているものは、爆発するもの、火がつきやすいもの、毒性があるもの、発がん性があるもの、海の環境に害をなすものなどを示しています。容器に下のマークが付いていたら触らないようにしましょう。



可燃性/引火性ガス、引火性エアゾール  
引火性液体、可燃性固体



火薬類、自己反応性化学品  
有機過酸化物



高圧ガス



急性毒性(高毒性)



呼吸器感作性、生体細胞変異原性  
発がん性、生殖毒性  
特定臓器/全身毒性(標的臓器)  
特定臓器/全身毒性(反復暴露)  
吸引性呼吸器有害性



急性毒性(低毒性)、皮膚刺激性  
環境刺激性、皮膚感作性  
環境刺激性、眼刺激性作用



水生環境有害性



金属腐食性物質、皮膚腐食性  
眼に対する腐食/刺激性



支那性/酸化性ガス  
酸化性液体、酸化性固体

出典：環境省HP

## (7) 外国製品の海岸ごみの確認状況

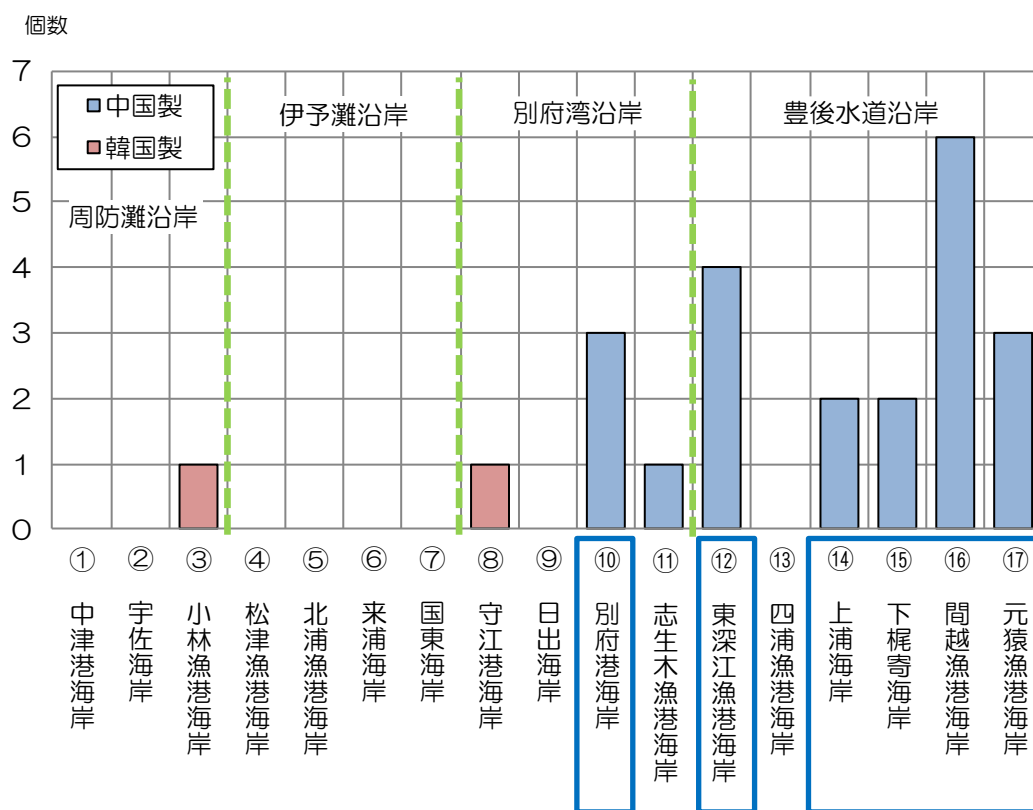
外国製品の海岸ごみについて、調査地点別・国別の海岸ごみの状況を図 3-7 に示します。外国製品の海岸ごみは特に南側の調査地点で多い傾向がみられました。4回の調査の合計で最も多かったのは⑩間越漁港海岸で、4回の調査で合計6個が確認されました。

国別では、中国製のものが多くみられました。

令和元年度の外国製品の海岸ごみの確認数（23 個）は、調査全体の人工ごみの確認数 13,621 個に対して 0.2%程度でした。

平成 26 年度には 17 地点、4 回の合計で 88 個の外国製品の海岸ごみが確認された結果と比較し、大幅に減少しました。

ただし、外国製品の海岸ごみについては、船舶からの投棄や輸出入品の容器の流出等の要因も考えられるため、発生源については不明な点もあります。




注：青枠で囲った調査地点は海水浴場として利用されています

図 3-7 外国製品の海岸ごみの状況（令和元年度：調査地点別・国別）



表 3-3 外国製品の海岸ごみの状況

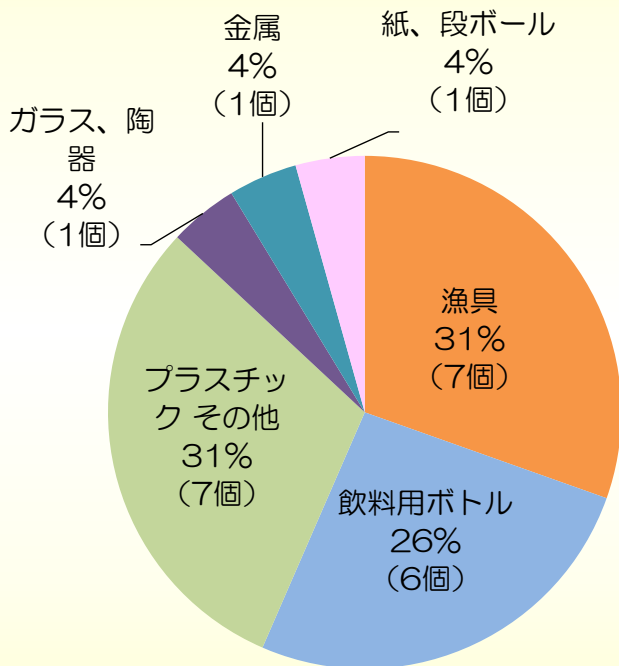
<p>②和間漁港海岸(8月) :中国製の漁具</p> 	<p>③小林漁港海岸(10月) :韓国製の紙製食品包装</p> 	<p>④松津漁港海岸(9月) :中国製の漁具</p> 
<p>⑧守江港海岸(8月) :韓国製</p> 	<p>⑩別府港海岸(9月) :中国製のペットボトル</p> 	<p>⑩別府港海岸(12月) :中国製の漁具</p> 
<p>⑫東深江漁港海岸(9月) :中国製のペットボトル</p> 	<p>⑭上浦海岸(9月) :中国製の容器</p> 	<p>⑮下梶寄海岸(10月) :中国製の容器</p> 
<p>⑮下梶寄海岸(8月) :中国製のペットボトル</p> 	<p>⑯間越漁港海岸(10月) :中国製のラベル</p> 	

## コラム6 ～外国製品の海岸ごみ～

令和元年度に4回実施した実態調査では、17地点のうち9地点で外国製品の海岸ごみが確認されました。

また、令和2年度に民間団体に対して行ったアンケートでは、回答が得られた12箇所の海岸のうち、5箇所で「外国製品の海岸ごみがある」、5箇所で「分からない」との回答が得られました。

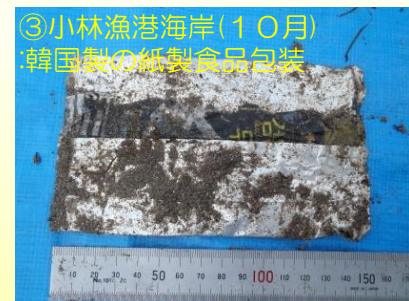
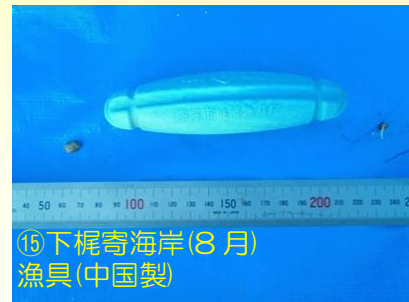
令和元年度の実態調査で確認された外国製品の海岸ごみの種類では、下図に示すとおり、漁具が最も多く、3割程度でした。漁具以外では、飲料用ボトルやプラスチック類が多くみられ、この3種類で約9割を占めています。



※ 組成割合は、令和元年度に実施した全17地点、4回の総数をもとに示しています。

図 外国製品の海岸ごみの内訳

ただし、船舶からの投棄や輸出入品の容器の流出等の可能性も考えられ、これらの発生箇所や流出の形態については、不明な点もあります。



### 3. 海岸ごみの特徴（調査結果のまとめ）

現地調査より得られた大分県における海岸ごみの特徴を以下に示します。

#### 大分県の海岸ごみの特徴

- ・調査地点ごとの海岸ごみの量にはばらつきがありますが、いずれの地点においても人工ごみに比べて自然ごみが多い傾向が見られました（体積での比較）。
- ・令和元年度の調査では、各地点の4回の人工ごみの総量は0.008～0.466m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>であるのに対し、自然ごみの総量は0.332～7.843m<sup>3</sup>/100m<sup>2</sup>であり、海岸ごみの多くは自然ごみが占めていました。
- ・自然ごみの多くは、流木・灌木や海藻類でした。自然ごみは台風の後などに特に多くみられました。なお、海藻類の海岸ごみは気象状況に加え、海藻類の生活史（繁茂・枯死等）も影響していると考えられます。
- ・人工ごみはいずれの地点においても、プラスチック類が最も多く、ほとんどの海岸でプラスチック類が7割※以上を占めていました。
- ・プラスチック類の海岸ごみの約2割は漁具等の海域で発生するもので、それ以外の約8割は、プラスチックの破片等の陸域で発生するものでした。
- ・細かいプラスチック類の破片から大型のものまで、大きさや形状が様々であり、また、家電等、不法投棄によるものと思われる海岸ごみもみられました。
- ・清掃活動を近年実施していない、和間漁港海岸及び守江港海岸で、ごみが多く見られました。反面、海水浴場の地域や清掃活動を定期的に行っている中津港海岸等ではごみが少なく、人的活動とごみの量は関連していることがみられました。

---

※：人工ごみの総数に占めるプラスチック類の個数の割合



#### 4. 海岸ごみの発生量(推計値)

実態調査結果及び海岸延長を用いて、大分県全域における海岸ごみの量を推計しました。令和元年度の調査結果に基づく県全域の海岸ごみの推計値は表 3-4 に示すとおり、22,000～50,000 m<sup>3</sup>であり、時期により大きな変動がみられました。また、平成 26 年度調査の推計値よりも人工ごみ、自然ごみともに若干少なくなりました。

ごみが今年度の調査で少なかった理由としては、地域の方々による清掃活動の効果及び海ごみ学習用冊子（つながる海みんなの自然改訂版）等による啓発活動のほか、平成 26 年度で台風による大量のごみの漂着を影響を受けた月（8、10 月）が、今年度は 8 月のみと相対的に影響を受けた月が少なかったためと考えられます。

8 月の台風により漂着した多くの人工ごみは、その後の地域の皆さんの清掃活動により徐々に少なくなっていました（図 3-8）が、自然ごみは①中津港海岸及び⑤北浦漁港海岸に約 9 m<sup>3</sup>の海藻類が漂着したことにより 12 月に増加するなど、自然現象の影響をうけています。

今回の推計値は、平成 26 年度の調査結果に基づく推計値 23,000～96,000 m<sup>3</sup>の 0.2～1.6 倍に相当します。また令和元年 12 月の推計値 49,569 m<sup>3</sup>は、標準的な小学校の 25m プール 76 杯分※に相当するものです。

※標準的な小学校の 25m プール：17.5m×25m×1.5m＝656.25m<sup>3</sup>

表 3-4 漂着物推計値（大分県全域の推計値）

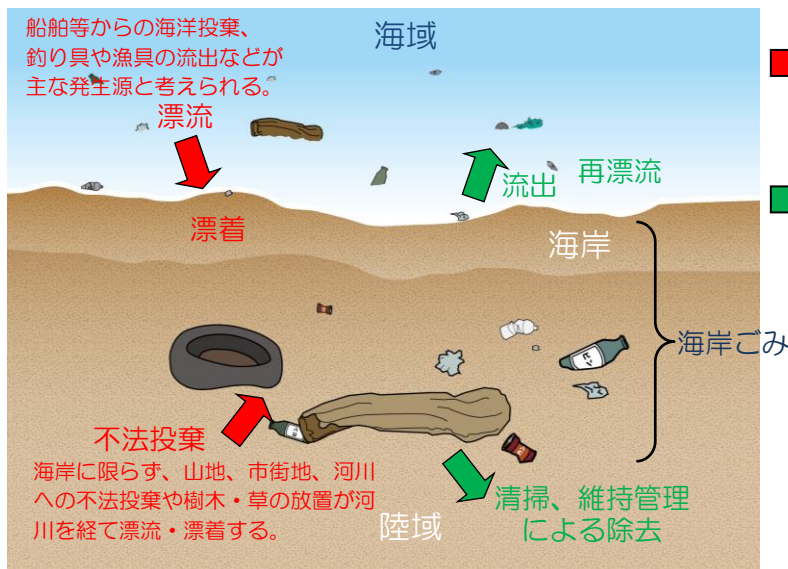
区分		平均値※	8月	9月	10月	12月
人工ごみ+自然ごみ	R 元年度	37,555	41,393	37,381	21,879	49,569
	H26 年度	55,126	54,773	22,877	95,629	47,226
	H22 年度	15,021	—	—	—	15,021
人工ごみ	R 元年度	2,636	5,275	2,318	1,230	1,021
	H26 年度	6,654	8,223	4,143	9,093	5,156
	H22 年度	5,748	—	—	—	5,748
自然ごみ	R 元年度	34,919	36,118	35,062	19,949	48,548
	H26 年度	48,472	46,549	18,734	86,535	42,070
	H22 年度	9,273	—	—	—	9,273

※令和元年度及び平成 26 年度の平均値については全調査地点の 4 回調査の平均を示す。

また、平成 22 年度については、12 月 1 回分のデータを示す。

□は台風直後のデータ。

## 〈海岸ごみの増加・減少イメージ〉



- :海岸ごみの増加となる要因
- ・洪水・台風等の自然現象による漂着
  - ・河川や海岸への不法投棄
- :海岸ごみの減少となる要因
- ・洪水・台風等の自然現象による流出
  - ・清掃、維持管理による除去

※上記以外に、海岸の地形や構造等も海岸ごみの変動に影響すると考えられる。

## 〈啓発資料 つながる海みんなの自然改訂版〉

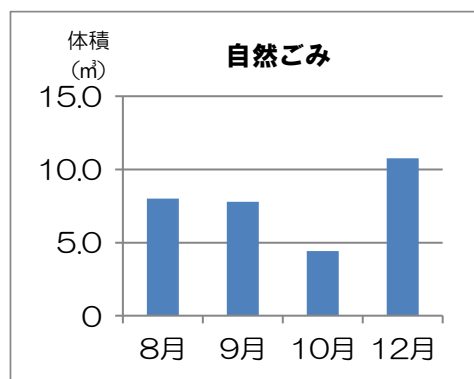
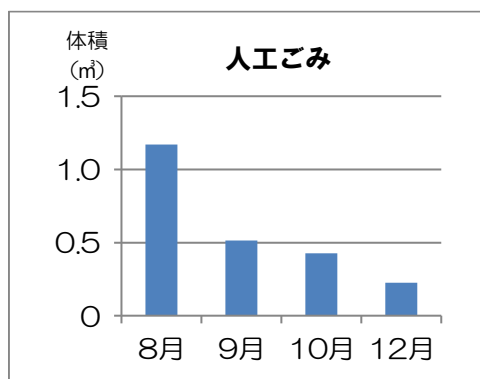


図 3-8 ごみの季節変化(令和元年度 実態調査 17 地点の月合計値)

## 〈参考〉推計方法

県内 17 箇所の地点における調査結果から大分県全域の沿岸の海岸ごみの量を推計しました。(調査は令和元年 8 月、9 月、10 月、12 月の 4 回実施)

調査地点ごとに 10m×10m<sup>\*</sup>の調査枠を設け、各回ごとにその枠内の海岸ごみの量を集計し、さらにその集計結果から沿岸ブロックごとの海岸ごみの量を推計しました。

※令和 2 年度からは、50m×30m の調査枠で調査している。

## 沿岸ブロックごとの海岸ごみの量の推計値の計算式

(ブロック内の調査地点の海岸ごみの量の平均)/10m×ブロックの海岸延長

- ・海岸延長は、海岸統計に基づき、769.4km としました。
- ・ブロック区分は、「豊前豊後沿岸」、「豊後水道西沿岸」の 2 ブロックとしました。(図 3-9 参照)



注：「豊前豊後沿岸海岸保全基本計画書（平成 29 年 3 月 福岡県・大分県）」  
「豊後水道西沿岸海岸保全基本計画書（平成 28 年 3 月 大分県）」をもとに作成。

図 3-9 豊前豊後沿岸及び豊後水道西沿岸におけるブロック区分



## コラム7 ～海岸ごみの季節変動について～

推計値の季節変動から、以下の傾向が推察されます。

- 自然ごみは、台風の接近や河川からの流入により、短期間で大幅に増加します。
- 海藻等の海岸ごみとしての発生量は成長・消失時期にも関係すると考えられます。成長を終えた海藻が切れ藻となりその時期に台風や洪水が来た場合、大量の海藻類が漂着し、これらが海岸ごみになると考えられます。

令和元年度の調査では、12月に①中津港海岸及び⑤北浦漁港海岸で大量の海藻等の漂着が確認されました。



台風接近後の状況(令和元年8月 ⑩別府港海岸)



海藻等の漂着状況(令和元年12月 ①中津港海岸)コアマモ



海藻等の漂着状況(令和元年12月 ⑤北浦漁港海岸)ホンダワラ類

## 5. これまでの取組

### (1) 「海岸ごみの円滑な処理の推進」に関する取組

- ① 県や市町村では、「海岸漂着物地域対策推進事業」により、流木等の撤去、海岸清掃、看板設置などを行いました。

#### 〈海岸漂着物地域対策推進事業の実績〉

年度	大分県	処理量	市町村	処理量
平成 27 年度	県土木事務所等 4 機関	56t	5 市村	441t
平成 28 年度	県土木事務所 5 機関	675t	6 市村	944t
平成 29 年度	県土木事務所 7 機関	607t	6 市村	980t
平成 30 年度	県土木事務所等 9 機関	813t	7 市村	725t
令和元年度	県土木事務所等 7 機関	1,012t	6 市村	496t

- ② 県では、「森と海をつなぐ環境保全推進事業」(実施主体：NPO 法人、自治会等)により、海岸等に漂着した流木等のボランティアによる回収・撤去を支援しました。

#### 〈森と海をつなぐ環境保全推進事業の実績(ボランティア団体)〉

年度	実施団体数	実施件数	参加者数	処理量
平成 27 年度	7 団体	7 団体	2,834 人	95m <sup>3</sup>
平成 28 年度	9 団体	9 団体	2,936 人	161m <sup>3</sup>
平成 29 年度	7 団体	7 団体	2,595 人	403m <sup>3</sup>
平成 30 年度	8 団体	8 団体	4,572 人	164m <sup>3</sup>
令和元年度	8 団体	8 団体	4,399 人	415m <sup>3</sup>

- ③ 県では、「森と海をつなぐ環境保全推進事業」(流木等被害対策緊急防除事業 実施主体：大分県漁業協同組合)により、漁港・港湾の泊地、船溜内に滞留し漁船等の航行の障害となる流木等の緊急的な回収・撤去を支援しました。

#### 〈森と海をつなぐ環境保全推進事業の実績(漁業協同組合)〉

年度	延べ実施支店数	延べ実施港数	処理量
平成 29 年度	5 支店	20 港	653m <sup>3</sup>
平成 30 年度	1 支店	3 港	174m <sup>3</sup>
令和元年度	1 支店	1 港	1,337m <sup>3</sup>

- ④ 県や市町村では、災害の激甚化や頻発化により発生した大量の流木について、「海岸漂着物地域対策推進事業」や「公共土木施設災害復旧事業」、「災害廃棄物処理事業費補助金」などにより、回収処理に取り組んできました。

〈令和2年7月豪雨 海岸漂着物回収状況〉

令和2年12月1日現在

実施主体	実施海岸	総事業費	概算処理量
県	保戸島漁港	287,430円	3m <sup>3</sup>
	佐賀関漁港	209,000円	4m <sup>3</sup>
	亀川漁港	660,000円	11m <sup>3</sup>
	安岐・一般公共海岸・国東海岸	5,861,900円	501m <sup>3</sup>
	高山地区海岸等	9,000,000円	263m <sup>3</sup>
	国東港海岸	2,834,700円	183m <sup>3</sup>
	奈多地区海岸等	3,460,600円	300m <sup>3</sup>
	大分港海岸	8,606,400円	255m <sup>3</sup>
	大分海岸（田ノ浦地区）	2,454,100円	146m <sup>3</sup>
	国東・武蔵海岸	1,100,000円	9m <sup>3</sup>
	別府港海岸	12,155,000円	250m <sup>3</sup>
	守江港海岸（住吉浜海岸）	1,338,700円	140m <sup>3</sup>
市	赤江漁港・津久見漁港・大元漁港	723,800円	7m <sup>3</sup>

近年発生した豪雨のうち、令和2年7月豪雨では、日田市で497mm(24時間降水量)を記録するなど、周辺市町村で相当量の降雨がありました。降雨により大分川等へ流入した膨大な量の流木等が、潮流により国東半島から別府湾にかけての広範囲にわたり漂着し、大きな被害が発生しました。「海岸漂着物地域対策推進事業」などの制度を用いて、これらの発生した流木等の回収を行いました。



別府港海岸（別府市）



黒津崎海岸（国東市）





スパビーチ（別府市）の漂着物状況 令和2年7月14日



餅ヶ浜（別府市）の漂着物状況 令和2年7月14日

- ⑤ 県では、水産多面的機能発揮対策事業（平成 25 年度～）により、藻場・干潟の維持・管理を図るとともに海洋汚染等の原因となる漂流・漂着物、堆積物等の処理に取り組む活動組織を支援しました。近年の活動実施面積は 1,600～2,000ha の範囲で推移しています。

〈漂流・漂着物、堆積物等の処理実績〉

年度	実施市町村数	実施件数	参加者数	実施面積
平成 28 年度	4	8 件	651 人	1,622ha
平成 29 年度	4	9 件	920 人	1,939ha
平成 30 年度	4	8 件	593 人	1,619ha
令和元年度	4	8 件	859 人	1,633ha



## (2) 「効果的な発生抑制対策の推進」に関する取組

- ① 市町村では、「市町村不法投棄防止対策等支援事業」により、看板や監視カメラの設置、監視員の配置等の監視活動を行うとともに、不法投棄物の撤去を行いました。

### ＜種類別の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）＞

品目	不法投棄件数					苦情処理件数				
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
廃プラスチック	10	14	9	27	11	10	17	17	18	8
木くず	13	10	22	29	15	15	17	25	22	12
がれき類	10	14	16	30	19	14	17	13	19	13
その他	22	18	22	44	26	26	24	27	35	20
合計	55	56	69	130	71	65	75	82	94	53

注：概ね年間10件未満の項目はその他としました。

### ＜地域別産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）＞

地域	不法投棄件数					苦情処理件数				
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
国東地域	1	0	1	10	5	3	2	2	8	6
大分中央地域	18	25	7	11	6	21	23	8	6	2
県南地域	13	4	4	8	6	10	13	8	2	7
大野地域	0	5	0	2	2	5	4	3	2	2
日田玖珠地域	4	5	6	5	6	4	15	8	7	6
県北地域	19	17	18	18	14	22	18	18	12	9
合計	55	56	36	54	39	65	75	47	37	32

注：地域の内訳は以下のとおりです。

国東＝国東、大分中央＝東部・由布、県南＝中部・南部、大野＝豊肥、日田玖珠＝西部  
 県北＝北部・豊後高田

② 清掃船による回収

- 公益社団法人別府湾をきれいにする会では、大分港住吉泊地に基地を置く清掃船「清海」を運航しており、国東市（富来港）から津久見市（保戸島・四浦半島）に至る沿岸海域を清掃海域とし、年間約 210 日（令和元年度 208 日）、海域のパトロールを行いながら、浮遊ごみ等の回収事業に取り組んできました。

同会では、小学生や市民グループ等を対象とした「清海」の体験乗船を実施し、自然環境や海上交通の安全確保についての啓発活動を行いました。

<清海による回収実績>

年度	回収量	体験乗船会
平成 27 年度	255m <sup>3</sup>	5 回 参加者 114 人
平成 28 年度	840m <sup>3</sup>	5 回 参加者 192 人
平成 29 年度	627m <sup>3</sup>	3 回 参加者 76 人
平成 30 年度	966m <sup>3</sup>	5 回 参加者 178 人
令和元年度	442m <sup>3</sup>	5 回 参加者 102 人

出典：公益社団法人 別府湾をきれいにする会 ホームページ



「清海」による流木回収の様子



体験乗船の様子

- 国土交通省九州地方整備局関門航路事務所では、清掃兼油回収船「がんだりゅう」（北九州港）を運航しており、響灘海域から周防灘海域までを担務海域として、洋上の流木等の浮遊ごみの回収に取り組んできました。

〈がんだりゅうによる回収実績〉

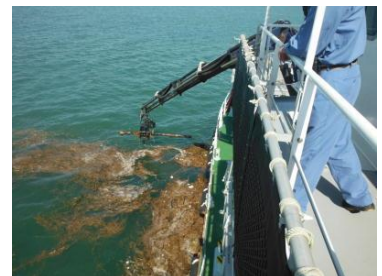
年度	回収量	陸揚回数	陸揚回数
平成 27 年度	639m <sup>3</sup>	19	
平成 28 年度	767m <sup>3</sup>	24	
平成 29 年度	966m <sup>3</sup>	24	H29.9 台風 18 号
平成 30 年度	355m <sup>3</sup>	15	
令和元年度	696m <sup>3</sup>	22	



清掃兼油回収船「がんだりゅう」



多関節クレーンを使った流木回収の様子



近年では、支援物資輸送及び漂流物等回収を目的とし、平成 30 年 7 月豪雨での中国地方への派遣、令和 2 年 7 月豪雨での有明海・八代海への派遣を行っています。

- ③ 大分海上保安部では、洋上に漂流する大型の流木等が船舶航行の妨げにならないよう、県や市町村の関係機関と連携して円滑な回収に取り組んできました。



流木（大分港大野川河口）



冷蔵庫（別府観光港沖 1 海里）



- ④ 大分河川国道事務所では、河川における取組として、台風や集中豪雨の影響により、大分川や大野川などの下流域で大量に発生したヨシなどの塵芥の回収に取り組んできました。



大分川 宮崎樋門（右岸）6k330



大分川 明礮橋（左岸）8k600



七瀬川 2k600（左岸）

令和2年7月豪雨の影響による塵芥の発生状況

- ⑤ 県では、河川愛護月間（毎年7月）に、国や市町村、地域と一体となって、河川の清掃活動や堤防の草刈りなど、様々な活動に取り組んできました。



番匠川水系中江川での佐伯土木事務所とボランティア団体による清掃活動（佐伯市）



彦の内川での市職員、建設業協会、漁業協同組合協働による草刈活動（津久見市）



### (3) 「県民みんなで進めるきれいな海岸づくり」に関する取組

- ① 県内の各海岸では、行政、NPO 法人、自治会、漁業関係者、民間企業などによって、海岸清掃が行われています。

県内では、おおいたうつくし海岸クリーンアップ作戦として、きれいな海岸づくりに向けた県民意識の醸成と活動のすそ野の拡大を目指して、県民あげでの海岸クリーンアップ活動に取り組んできました。

5月30日（ごみゼロの日）から7月23日（海の日）までをきれいな海岸づくり強化期間とし、新聞広告での広報や活動費の助成、参加者へのタオルなどの記念品の配布を行いました。

令和元年度は、年間を通じて県内100箇所近くで、約60主体、約1万人の県民の方々が海岸清掃活動に参加しました。



羽田海岸（国東市）での清掃活動



長洲海岸（宇佐市）での清掃活動



海岸づくり強化期間で配布した記念タオル

② 県では、「海岸愛護月間」(毎年7月)に、市町村、NPO法人等と協働して海岸清掃を実施するとともに、海ごみ学習用冊子、ポスター配布による海岸愛護の推進を図ってきました。

また、子ども達に海辺の勉強会、海中の生き物とのふれあい、美化活動等を通じて、海を大切にしながら安全に利用することを学習してもらう「マリンスクール」を開催しました。シェアリング(賞状授与)を行うなど、活動に興味を示す施策を行っています。





体験乗船



# マリンスクール'20

～きれいな川・海づくりの推進～  
主催：大分県 協賛：一般社団法人大分県ライフセービング協会  
令和2年

**7月26日(日)**  
9:30～12:00

田ノ浦の海を  
のぞいてみよう!!

参加料 無料!!

開催地：大分市田ノ浦ビーチ

内容：磯観察、クイズ、表彰、検字、海について1種「マリンスクール」  
【お願い】  
① 磯観察は、磯観察の仕方を守って観察してください。  
② シュノーケル、マスク、泳ぎやすい服装

対象：小学生  
定員：25名（シュノーケル15名、検字10名）  
申込締切：7月17日(金)

お問い合わせ・お申し込み  
大分県土木建築部 河川課 企画調査班  
TEL: 097-506-4693 FAX: 097-506-1170  
E-mail: a172906pref.eda.jp.jp

お申し込み専用フォーム  
https://www.pref.oita.jp/oshirase/2020/marinoschool2020.html

一般社団法人大分県ライフセービング協会  
TEL: 097-571-8567 E-mail: info@laraloka.net

### タイムスケジュール

- 開校式
- 海辺の茶番会1  
※安全で楽しい海遊びの仕方
- ビーチクリーン  
～お気に入りのついで清掃クリーンアップ作戦～
- シュノーケル、磯観察  
フライングシュノーケル・3点セット  
19021、21021、21021  
の準備と試着
- 検字

- ミニ水泳館づくり
- シェアリング(折り紙)
- 検字証、認定カード授与
- 閉校式

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、イベントを中止する可能性があります。

マリンスクール終了後、希望者は海上清掃船『清海』の体験乗船ができます!!  
体験乗船ご希望の方は、マリンスクールのお申込みの際に併せてお申込みください。体験乗船の応募は、お申し込みの受付終了までとなります。

<マリンスクールの様子>

- ③ NPO 法人、自治会、学校、民間企業、漁業関係者、商工会、スポーツ関係者など様々な団体や個人が、県内各地の海岸でボランティアによる清掃活動に取り組んできました。

令和2年度のアンケート調査で回答を得た団体について次頁以降に紹介します。



団体名：NPO 法人国東市手と手とまちづくりたい(国東市)

設立年月日：2013年4月3日

主な参加者：一般市民、児童

活動対象の海岸：主たる活動場所 国東市国東町、国東市国見町、国東市武蔵町、国東市安岐町

活動内容：海岸の環境の保全活動、海岸清掃、環境学習、ウミガメの保護活動

海岸ごみに関する課題等の意見：

- ・明らかに船舶からの投げ込みであろうと思われる漂着ごみ、特に外国の文字のペットボトル等は10年前に比べたらずいぶん減少したように感じられる。周辺では牡蠣養殖のカラフルなパイプが多い。
- ・ペットボトル等の回収率が高く、河口では家庭ごみを含め街ごみと呼ばれるごみが多く見られる。海ごみの滞留期間を考えれば早急に対策しなければいけない。
- ・ウミガメが上陸している。ただごみ拾いをするのでなく、環境学習を地道に行い、行政（大分県）との連携を行い保全活動を続けていかねばならないと考える。
- ・毎日の生活の中に自然を守る答えがあることを未来に続く子供たちや市民の皆さん、企業等々に理解して欲しい。
- ・企業等にもおおいに関心をもってもらいたい。

活動状況写真等(令和2年)

(海を守る環境学習 国東市内小学校 6月上旬)

(黒津崎海岸 7月31日)



団体名：杵築市まちピカ運動推進委員会(杵築市)

設立年月日：2004年10月

主な参加者：会員及びその社員・家族、市内住民

活動対象の海岸：守江湾内杵築市北浜にある海浜夢公園周辺の海岸、守江湾内にある観音崎前干潟

活動内容：年に1回守江湾内にある「杵築市海浜夢公園」周辺の堤防及び干潟の清掃・草刈、ごみ削減啓発活動、環境美化活動、花の植栽・地域小学校への花の寄付、干潟観察会の開催

海岸ごみに関する課題等の意見：

- ・近年、大雨が降ると大型の流木が含まれ撤去に困ることがある。
- ・マイクロプラスチックは生態系に多大な被害をもたらしている。生態系が壊れることにより人間社会に及ぼす被害は計り知れない。
- ・近年、干潟内に生息する生物が減り生態系のバランスが壊れ、回りまわって海洋汚染に繋がっている。

活動状況写真等

(令和元年11月9日 杵築市海浜夢公園周辺)



団体名：NPO 法人おおいた環境保全フォーラム(大分市)

設立年月日：2009年1月6日

主な参加者：会員及び協働団体、地域住民

活動対象の海岸：大分県内全域（※特定海岸は決めず、必要若しくは要請があれば対象）を対象として大分県エココーストキャラバン・プロジェクトを2015年から実施（県内15海岸で54回活動）。（杵築市）奈多海岸、（別府市）関ノ江海岸、餅が浜海岸、（大分市）田ノ浦海岸、磯崎海岸、こうざき海岸、大志生木海岸、（臼杵市）黒島海岸、（津久見市）高浜海岸、（佐伯市）上浦瀬合海岸、佐伯前浜海岸、鶴見下梶寄海岸、米水津間越海岸、蒲江元猿海岸、のうさかの浜

活動内容：生態系、生物多様性の保全、海岸再生、ウミガメの保護・産卵場の創出、グンバイヒルガオ生息環境の保全・保護・増殖活動、ベッコウトンボの保護を目的としたビオトープ創出、ビーチクリーン等

海岸ごみに関する課題等の意見：

- ・漂着ごみと漂流ごみは一体であり、海岸ごみの大部分（一部は直接海岸に捨てられたごみ）は漂流ごみが海岸に打ち上げられた物で、季節により漂流と漂着を繰り返す度に海洋汚染の原因となっている。
- ・ここ数年、マイクロ、マイクロ化したプラスチックが増えているように感じる。マイクロプラスチック、マイクロビーズの排出はある程度抑えられるが、海洋へ流出した細分化されたプラスチック類の回収が進まないのが問題である。
- ・海岸漂着物（特にプラスチック類）の最終処分、高温処理焼却施設の整備が必要

活動状況写真等

（令和元年6月 大分市磯崎海岸）



（令和元年10月 佐伯市間越海岸）



（令和2年10月 佐伯市元猿海岸）





## 団体名：つな★ばんプロジェクト(佐伯市)

設立年月日：2005年4月(「つな★ばんプロジェクト」としては2013年4月)

主な参加者：会員及び散歩をしている市民の方がごみ拾いなどしてくれています。

また、年1~2回企業の協力参加もあります。

活動対象の海岸：西浜海岸、上浦瀬会海岸、蒲江元猿海岸、蒲江高山海岸、梶寄海岸

活動内容：番匠川河口の西浜海岸での毎月の清掃活動、8月15日の精霊舟供養と供養後の船の処理、小学生とホテルの勉強会、御浜御殿周辺での潮干狩り

### 海岸ごみに関する課題等の意見：

- ・流木の処理が大変。特に大雨や台風の後の流木は人間の力ではどうしようもない。
- ・現在は不本意ながら国土交通省と消防署の特別許可をもらい時々焼却処分しているが、それでも大量な燃えカスが出て処分に困っており市のエコセンターで処理ができるように交渉している。
- ・佐伯市の海でもプラスチックごみが多数流れ着いており、清掃活動を通じてプラスチックごみを多数処理している。プラスチックごみの弊害を市民の皆さんに周知しごみを減らすという意識改革が必要。さらにプラスチックの再利用促進のために佐伯市に再生利用工場の誘致をしてはどうか。
- ・西浜海岸は波による岸辺の浸食が激しく、陸地面積が減少し、また以前からあった樹木が浸食のために流されている。さらに大雨による上流からの流木被害も大きく、上流域の森林組合も加わって山の管理も見直すべきではないかと思っている。

### 活動状況写真等(西浜海岸)

(令和2年6月20日撮影)



(令和2年8月30日撮影)



### 活動状況写真等(元猿海岸)

(令和2年10月4日撮影)



(令和2年10月4日撮影)



団体名：NPO 法人水辺に遊ぶ会(中津市)

設立年月日：1999年7月1日

主な参加者：一般市民、小学生など

活動対象の海岸：ビーチクリーンを行っているのは大新田海岸及び三百間浜、調査等は中津干潟全域

活動内容：中津干潟の保全、干潟観察会、干潟漁業と連携した漁業体験や魚食推進、自然学習研究支援（出前講座）、干潟の調査研究活動、昔の海の写真や漁具の発掘等の郷土史調査、干潟の博物館「ひがたらぼ」での情報提供、年4回実施している海岸清掃と漂着物調査

活動状況写真等(令和2年9月13日)

(中津市大新田海岸周辺 ビーチクリーンと松林の整備作業)



民間団体の活動について、関係行政への聞き取りを行った結果を表3-5、表3-6に示します。

表3-5 民間活動による海岸の清掃状況(海岸管理者、市町村への聞き取り結果:令和元年度)

聴取先	海岸名	活動団体名、主な参加者等	実施時期、実施頻度	参加者数
中津土木事務所	中津港海岸	水辺に遊ぶ会	年間4回程度 定期的に実施	毎回100名~200名(HPより)
豊後高田土木事務所	香々地海岸(長崎鼻)	市役所、住民	7月中旬頃 年1回程度	概ね200人程度
国東土木事務所	安岐海岸	塩屋自治区、老人会、安岐中学校ほか	7月に年1回	概ね100人程度/回
	国東港榎来地区海岸	道の駅「くにみ」	7月に年1回	概ね10人程度/回
臼杵土木事務所	臼杵港海岸	小中高生、海上保安部津久見支部、臼杵市役所、臼杵土木事務所	毎年10月~11月で1回実施	概ね200人
	臼杵港海岸	住民、市役所、建設業協会、漁協、臼杵土木事務所	年1回「海の日」に実施	大多数
佐伯土木事務所	高山海岸	地元住民	7月に年1回	概ね20人程度
	佐伯港海岸	港湾利用者(個人)	6月~10月 随時	概ね10人程度
	浦代港海岸	港湾利用者(漁協)	7月~9月 随時	不明
国東市	別紙参照			
大分市	神崎漁港海岸	NPO法人福祉コミュニティー「KOUZAKI」	毎年5月下旬、6月下旬に1回ずつ(海開き前の清掃)	5月概ね30人程度
		市民ボランティア	毎月1回	6月概ね100人程度 上記以外概ね40人程度/回
	志生木漁港海岸	大志生木自治会 市民ボランティア	毎年5月下旬に1回	概ね20人程度/回
臼杵市	臼杵市全域	地区住民・漁協	海の日	概ね100人/回
佐伯市	鶴見地区海岸(旧鶴見町)	自治会、漁業関係者、ボランティア	毎年7月に実施	1000人程度/回

注：関係行政への聞き取りにおいて回答された団体のみを示しているため、活動の全てを網羅しているものではありません。



表 3-6 民間活動による海岸の清掃状況(国東市)

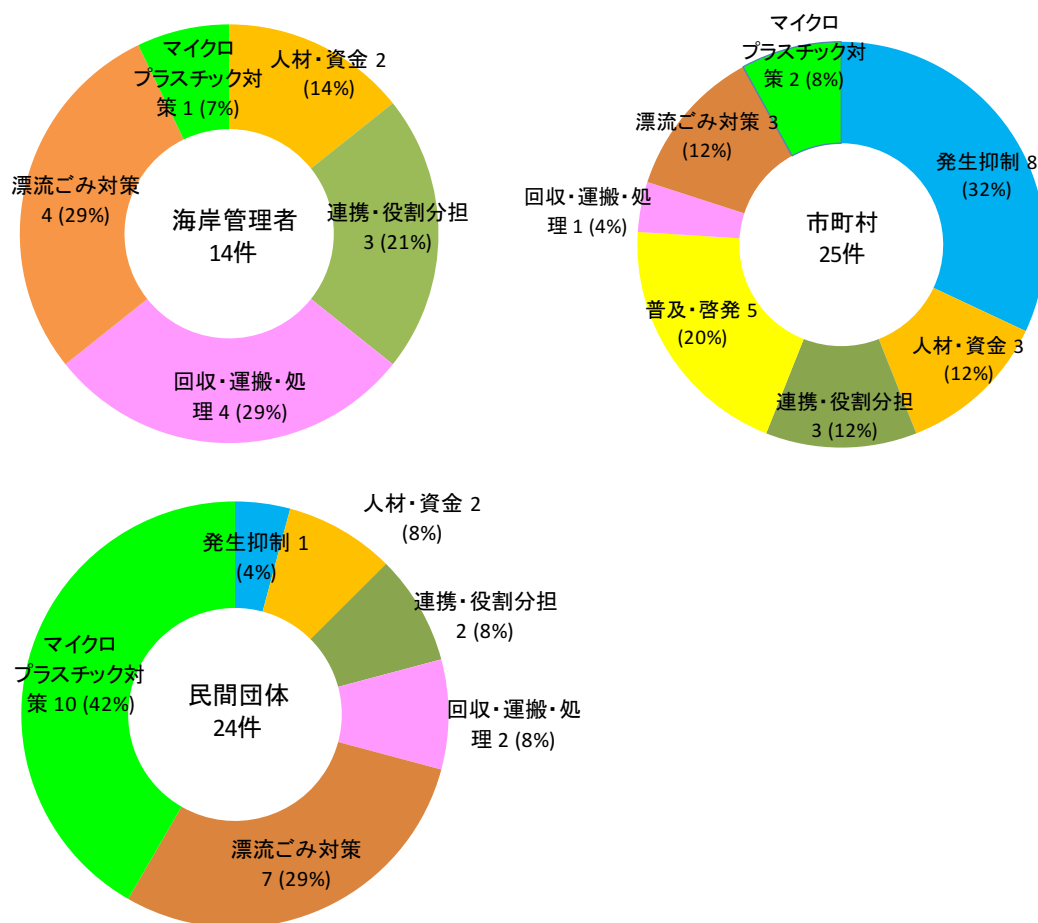
番号	海岸名	活動団体名、主な参加者等	実施日	参加者数
1	向田海岸	市職員ボランティア	H31.1.19	
2	黒津崎海岸	市民ボランティア	H31.4.19	
3	黒津崎漁港	市民ボランティア	H31.4.20	30
4	国東海岸	市民ボランティア	R1.5.7	1
5	古市武蔵港	市民ボランティア	R1.5.11	30
6	国東海岸	市民ボランティア	R1.5.30	1
7	羽田海岸	NPO法人国東市手と手とまちづくりたい	R1.6.1	200
8	黒津崎海岸ベイグランド前海岸	ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング	R1.6.6	220
9	小原海岸	市民ボランティア	R1.6.12	1
10	塩屋海岸	市民ボランティア	R1.6.16	30
11	安岐漁港	安岐町地域協議会	R1.6.30	30
12	糸原海岸	大分空港ターミナル	R1.7.6	
13	向田海岸	市民ボランティア	R1.7.7	
14	国東海岸	市民ボランティア	R1.7.8	1
15	安岐漁港	市民ボランティア	R1.7.12	
16	小原海岸	市民ボランティア	R1.7.18	1
17	国東海岸	市民ボランティア	R1.7.24	1
18	国東海岸	市民ボランティア	R1.7.31	1
19	国東海岸平床海岸	市民ボランティア	R1.8.5	1
20	大分空港周辺	国東土木事務所	R1.8.7	
21	安岐海岸	市民ボランティア	R1.8.17	30
22	国東海岸	市民ボランティア	R1.8.21	1
23	小原海岸	市民ボランティア	R1.8.22	1
24	内田龍神海岸	大分キャノン株式会社	R1.9.7	330
25	黒津崎海岸	市民ボランティア	R1.9.9	200
26	黒津崎海岸	市民ボランティア	R1.9.12	
27	塩屋海岸	市民ボランティア	R1.9.16	30
28	国東海岸	市民ボランティア	R1.9.20	1
29	黒津崎海岸	国東市手と手とまちづくりたい	R1.9.30	
30	国東海岸	市民ボランティア	R1.10.2	1
31	国東海岸	市民ボランティア	R1.10.11	1
32	糸原海岸	市民ボランティア	R1.10.15	30
33	小原海岸	市民ボランティア	R1.11.6	1
34	国東海岸	国東市手と手とまちづくりたい	R1.11.14	
35	国東海岸	市民ボランティア	R1.11.20	1
36	重藤海水浴場	玄源元気な子育てクラブ	R1.11.19	
37	重藤海水浴場	玄源元気な子育てクラブ	R1.12.13	
38	重藤海水浴場	玄源元気な子育てクラブ	R1.12.12	
39	塩屋海岸・安岐漁港	安岐地域協議会	R1.12.15	
40	重藤海水浴場	玄源元気な子育てクラブ	R1.12.19	
41	綱井(オータニ水産近く)	綱井シニア歩こう会	R1.12.23	
42	国東海岸	市民ボランティア	R1.12.25	1

注：関係行政への聞き取りにおいて回答された団体のみを示しているため、活動の全てを網羅しているものではありません。

## 6. 海岸ごみについての課題

令和2年度に実施したアンケートから得られた海岸ごみについての課題を整理した結果、図 3-10 に示すとおり、全体では漂流ごみ対策、マイクロプラスチック対策についての課題が多くみられました。

一方、対象者ごとにみると、海岸管理者では、回収・運搬・処理及び漂流ごみ対策の課題が多く、市町村では、発生抑制についての課題、民間団体ではマイクロプラスチック対策、次いで、漂流ごみ対策についての課題が多くみられ、立場により課題の認識が異なっています。具体的に挙げられた課題は、次頁以降に示します。



注: 課題については、頂いた自由意見に基づき項目分け・集計しているため、アンケート対象者数と件数の合計は一致していません。

図 3-10 アンケートから得られた海岸ごみについての課題(令和2年度実施)

<参考>アンケート対象者(令和2年度)

対象者	海岸管理者(県)	(沿岸)市町村	民間団体
調査票送付数	14部署(管理者)	21部署(12市町村)	11団体
回答数	14部署(管理者)	17部署(12市町村)	9団体

アンケートで寄せられた意見や要望の概要は以下のとおりです。

### 〈発生抑制〉

#### 不法投棄防止、河川流域全体での発生抑制、漁業関係等ごみの排出抑制に関する意見

##### 【市町村】

- ・ 海岸に投棄されているごみの事例
  - ・ 臭気のある釣り客のごみ（エサの容器、袋、プラスチック類等）、ペットボトル、ビン、缶、漁業者の扱うフロート(発泡スチロール)やプラスチックブイなどが海岸に漂着している。
  - ・ 割れたガラス片により、利用者が負傷するおそれがある。
  - ・ 河川敷を清掃し放置された刈草等が増水により海岸に漂着している。
  - ・ 有害鳥獣処理により尻尾のみ切られた死体が海岸に打ち上げられる。
- ・ 事業系のプラスチックも産廃として事業者は責任を果たすべきであり、県の指導が必要と考える。
- ・ 海岸の大部分は県管理なので、不法投棄に対して県管理の海岸だけでもパトロールや処分等の予算措置を行い、直接の対応をお願いしたい。
- ・ 不法投棄が巧妙になり、発見が遅れる事例が増えてきている。
- ・ 不法投棄等を厳罰化して罰則金や反則金を科し、その財源で漂着物の処分費を捻出してほしい。
- ・ 近年の大雨や台風が発生した際には、河川上流部（山間部）より流木やごみ等が海や海岸に流出することで漁業の操業に多大な影響を与えている。これらの撤去や処分を、漁港などの管理者と漁業者が対応しており、漁業者の負担は年々増大し、上流部に対して不満を抱えている。
- ・ 流木やごみ等の発生源の特定は困難だが、河川下流部や海（海岸・漁港管理者）だけの対応とはせず、河川上流部（山間部）でも流出予防対策や漂着物の処分等を行うなど、河川上流部（山間部）から河川下流部・海までの一体的な対策を可能とする検討が必要である。

##### 【民間団体】

- ・ 大雨による上流からの流木被害が大きく、上流域の森林組合も加わって山の管理も見直すべきではないかと思っている。



## <回収・運搬・処理>

### 漂着物の増加に伴う処理、流木等の処理、処理施設整備等に関する意見

#### 【海岸管理者】

- ・ 漂着物の量が多くなった場合の処理に苦慮している。
- ・ 台風通過後に漁港内に流入した漂着物は流動的（時間をおくと港外へ流出する）であるため、撤去の判断が難しい。
- ・ 大型、大量の流木の撤去に困っている。
- ・ 台風後などの緊急対応が必要な場合に即時対応できる業者（資機材所有）が減ってきている。

#### 【市町村】

- ・ 大型の流木の撤去や漁具等のごみが増え、処理対応に苦慮している。

#### 【民間団体】

- ・ 海岸漂着物（特にプラスチック類）の最終処分方法の問題が取り残された現状での海岸漂着物処理推進法は不完全である。早急に大気土壌汚染及び温暖化防止の観点からも低温焼却、埋立て処分は全廃し、全量を高温処理法による燃料化を義務付けるための廃棄物処理法を改定し、問題解決のためのインフラ整備を進めてほしい。また、こうした施策推進を海岸づくり推進計画に加えてほしい。

## <普及・啓発>

### 普及・啓発活動の主体、情報収集・発信等に関する意見

#### 【市町村】

- ・ 海岸漂着物対策に関する普及・啓発活動は、管理者である国・県が行ってほしい。
- ・ NPO ボランティア団体等との連携をもう少し図る必要がある。
- ・ 他市町村の海岸漂着物に関する情報等が乏しい。
- ・ 他の自治体はどのような形で情報収集・発信をしているかを知りたい。
- ・ 過疎化、高齢化により清掃活動を促しても参加者が集まらない。また、住民から相談を受けても、行政的に処理費用の予算化が厳しい。

## <連携・役割分担>

### 処理に関する役割分担、県外からの漂着物に対する連携等に関する意見

#### 【海岸管理者】

- ・ 海岸漂着物の処理にあたり、県や市の役割分担を海岸漂着物処理推進法で明確に定めてほしい。
- ・ 台風や豪雨による漂着物の発生するタイミングで、隣接県や各市町村の漂着物発生状況を情報共有するシステムがあれば便利である（災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の要件 1,000m<sup>3</sup>の把握など）。

#### 【市町村】

- ・ 広島県のカキ養殖施設から発生したと思われるプラスチック製パイプなど、発生源が特定できる漂着物については、早急に当該県同士（市では困難）が連携し協議を行い、発生抑制などの対策を行ってほしい。
- ・ 発生源が特定できない漂着物は管理者による対応を基本とし、管理者による対応が困難な場合は近隣の各県や各市（各担当部局）との連携の協議をお願いしたい。
- ・ 県からの海岸漂着物に関する情報提供がない。
- ・ 県は一般公共海岸の漂着物の撤去は行わないようであるが、管理者として関係市町村と撤去について協議してほしい。

#### 【民間団体】

- ・ 民間団体において、地域の自治会や行政の環境イベント等の内容や日程を把握できれば、より計画的かつ効果的な海岸清掃が展開できる。
- ・ 明らかに船舶からの投げ込みであろうと思われる漂着ごみ、特に外国の文字のペットボトル等は10年前に比べたらずいぶん減少したように感じられるが、現在国東地域の海岸では他県からと思われる牡蠣養殖のカラフルなパイプが多く漂着し、どこの浜でも見られる現象になっている。
- ・ 瀬戸内では珍しくウミガメが上陸している。生物多様を含め自然を守るために環境学習を地道に行い、行政との連携をスムーズに行い保全活動を続けていかねばならないと考える。

## ＜人材・資金＞

### 処理費用の確保、補助金制度に関する意見

#### 【海岸管理者】

- ・ 現場条件により小型重機で作業をしなければならない海岸があり費用がかさむ。
- ・ 漂着物の処理を行っても、すぐに新たな漂着物が漂着する。その都度、市町村や地元からの処理要望があり、処理するための労力と費用の確保が困難である。
- ・ 台風や豪雨など不測の事態とともに、多量のごみが漂着する傾向があり、処理に関して臨機応変な対応が求められるが、適時に、漂着物処理に必要な予算が確保できるとは限らない。

#### 【市町村】

- ・ 漂着ごみ等の撤去費用にかかる市町村負担が大きく、一般公共海岸は管理者である県がきちんと対応してほしい。
- ・ 漁港泊地内の漂着物撤去において、「森と海をつなぐ環境保全推進事業」で県職員などの現地確認後でなければ申請できないことを地元伝えていたが、いち早く漁を再開したため、県職員の確認前に漁協者が回収作業に着手しているケースが多い。これにより補助金を活用できず、市単独費でその後の処理を行っている。市として状況がわかれば迅速に対応するが、回収作業の終了後に通報があるのが現状である。
- ・ 回収した漂流ごみは漁港内の荷揚場などに山積みされており、それが漂流ごみであることは一目瞭然なので、着手前と回収作業状況の写真があれば申請できるような制度に変更してほしい。
- ・ 海岸のごみを集める作業だけでも重労働であり、処分費用もかなり要する。近年の人口減少により、ボランティアで行える活動にも限界がきている。
- ・ 上浦の海岸は美しく常にその美しい海岸の保持を切望している。それを実現するには海岸漂着物を処理する経費が必要であり、自治体や自治組織が積極的に利用できる補助金等を期待している。
- ・ 砂浜に残るプラスチックごみ等は、回収・処理してもまた次々と漂着する。定期的に清掃することが望ましいが、現在の市の財政でそのための費用を捻出することはなかなか難しい。定期的に清掃ができるような補助金制度を整備していただくと「きれいな海岸づくり推進」にもつながると思う。

#### 【民間団体】

- ・ 補助金を利用する際の提出書類が多くて困っている。書類の書き方も素人にはわからない面も多く、県の職員の方の助けを借りなければならないことが多いので、もっと簡単にして欲しい。
- ・ いろんな制約があり（機械類の修理代金は対象外など）、確かに税金を使っているのだからわからないでもないが、金額査定が厳しすぎる。あまりにも制約が多く面倒なので、今年度からはいろんな面を節約・縮小して、すべてなけなしの自己資金で対応できる範囲内での活動にした。
- ・ 海岸清掃は森海事業で行っている。大分県の森海事業海岸清掃は30万円、枠内で十分足りる時もあるが、今年度のコロナ対策で衛生面の強化をはかるため、トングを購入した。



できればその年の状況に応じて予算額があがれば必要な購入物も揃えやすくなるのではないかと考える。

## <漂流ごみ対策>

### 漂流ごみの生態系への影響、処理に関する意見

#### 【海岸管理者】

- ・ 大量のごみが来た場合の処理が心配なので、何らかの対策が必要と考えている。
- ・ 導流堤を設置することで、漁港内に流入してくる漂着物を遮断することを計画している。
- ・ 漂流ごみについて、撤去を担う機関がわからない。離岸堤や消波ブロックの漂着物の撤去に苦勞している。

#### 【市町村】

- ・ 漁港海岸以外の漂着物まで回収する予算がない。
- ・ 自治体が予算化できる仕組みを望む(市の財政状況は厳しいため、国の予算措置を望む)。
- ・ 漁港海岸の範囲が広く、漁港内の漂着ごみ等は回収するが、その外に関してまで手が回らないのが現状。

#### 【民間団体】

- ・ 漂着ごみと漂流ごみは一体であり、海岸ごみの大部分(一部は直接海岸に捨てられたごみ)は漂流ごみが海岸に打ち上げられたもので、季節により漂流と漂着を繰り返すたびにプラスチックはマイクロ化し、回収が困難になることが現在の海洋汚染の原因となっている。
- ・ 台風や大雨の後の流木処理において、今年度は国土交通省が7月に巨木の処理をしてくれて助かったが、こういう状況は毎年なので、今後のことを考え、市のエコセンターで処理できるように交渉中である。今のところ小さな流木に関しては許可が出たが、大木の処理はわからない。県からも市に助言して欲しい。
- ・ 漂流ごみが生態系を破壊している。近年、干潟内に生息する生物が減り生態系のバランスが壊れ、回りまわって海洋汚染に繋がっている。
- ・ 海岸清掃等の活動頻度が少ないため、海岸漂着物の量に対応できていない。
- ・ 漂流ごみの増加が、それを餌と間違える多くの海洋生物に生命危機を与えていることが最大の問題と思われる。

## <マイクロプラスチック対策>

### マイクロプラスチックの生態系への影響、排出抑制、啓発活動に関する意見

#### 【海岸管理者】

- ・ 他県の動向等を聴取し、今後検討していきたい。

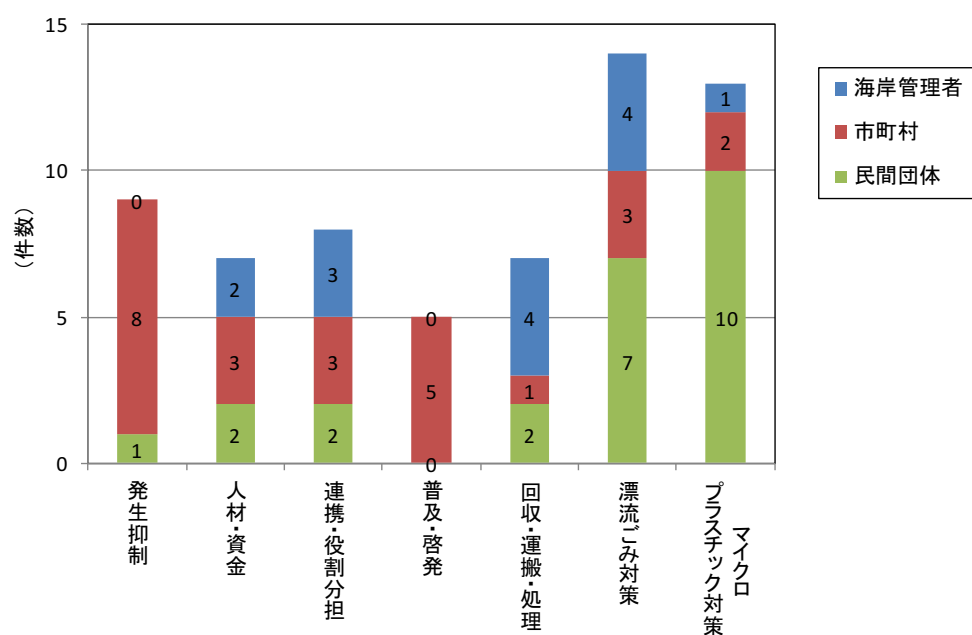
### 【市町村】

- ・ 漂流ごみは、海ごみの滞留期間を考慮すると 2050 年には魚よりごみの量が多くなるという大きな問題を抱えているので、安易に考えず早急に対策しなければならない。
- ・ マイクロプラスチック対策については、市町村レベルでの話ではないし、市町村に任せたとしても足並みがバラバラでは意味がない。国もしくは県できちんとした対応を考えてほしい。
- ・ 瀬戸内の牡蠣のプラスチックごみが多く流れ着く。全体的にプラスチックごみが多く、プラスチック対策が必要である。

### 【民間団体】

- ・ マイクロプラスチック、マイクロビーズの排出抑制は、企業への規制強化である程度は抑えられるが、数万トンに及ぶ海洋へ流出・細分化されたプラスチック類の回収が進まないのが大問題である。業界が結束して技術的な回収方法を考えてほしい。
- ・ 清掃活動を通じてプラスチックごみを多数処理している。根本的な解決はプラスチック製品をなくすことだが一朝一夕には無理なので、プラスチックごみの弊害を市民の皆さんに知らせるのが一番だと考える。すこしでもプラスチックごみを減らすという意識改革が必要だと思う。さらにプラスチックの再利用促進のため佐伯市に再利用処理工場の誘致をしてはどうかと思う。
- ・ 生態系に多大な被害をもたらしている。生態系が壊れることにより人間社会に及ぼす被害は計り知れない。
- ・ 本団体の活動に直接影響を及ぼすものではないが、世界的な環境問題でもあるマイクロプラスチックについては若い世代に教育の機会が必要だと考える。
- ・ 現在海岸ではペットボトル等の回収率が高く、また河口では家庭ごみを含め、街ごみと呼ばれるごみが多く見られる。マイクロプラスチック等の海ごみの滞留期間を考えれば、私たち人間を含め海洋生物の保全のために早急に対策しなければと考える。
- ・ 此处数年、ミクロ、マイクロ化したプラスチックが増えているように感じている。細分化されたプラスチック類は回収困難になるため、細分化する前段階での効果的に回収方法が課題である。
- ・ 年 6 回海洋プラを回収しているが、毎回毎回多くのプラごみがある。NPO での活動は啓発活動としては有効だが、海洋プラごみ問題を解決するには到底至らず、参加者はその無力さを毎回感じている。国や県がプロジェクトを組んで問題解決を図る手立てを考えるべきだと思う
- ・ 清掃活動を行っている海岸では、いくつかの利用団体（NPO やマリクラブ等）が定期的に清掃活動を行っているが、実際は排除しきれないほど、毎回多くのマイクロプラスチックが漂着している。

海岸管理者、市町村、民間団体の海岸ごみの課題に対する問題意識の違いについて、図 3-11 に示すとおり、海岸管理者は「回収・運搬・処理」「漂流ごみ対策」、市町村は「発生抑制」「普及・啓発」、民間団体は「漂流ごみ対策」「マイクロプラスチック対策」に対する問題意識が高くなっています。

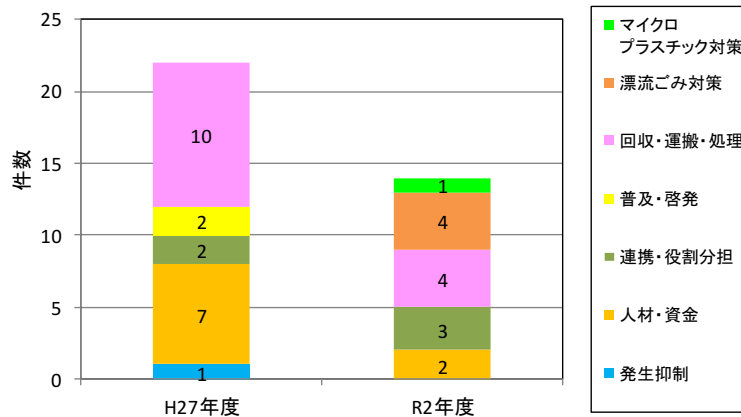


注:課題については、頂いた自由意見に基づき項目分け・集計しているため、アンケート対象者数と件数の合計は一致していません。

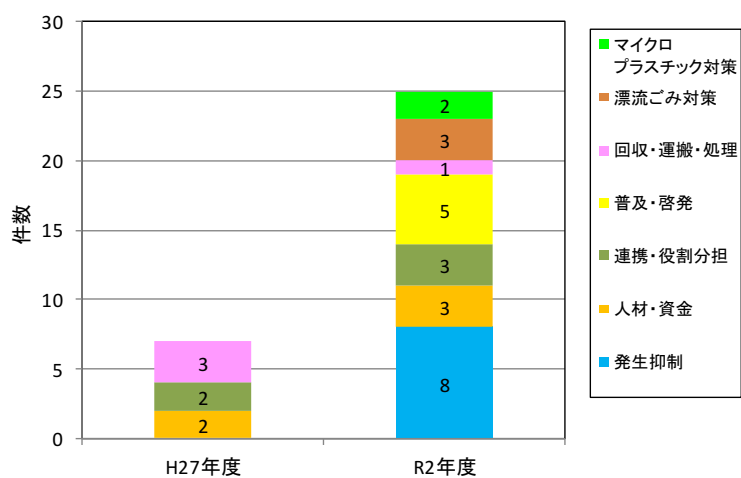
図 3-11 アンケートから得られた海岸ごみについての課題(令和 2 年度実施)

海岸ごみの課題に対する意識の変化(海岸管理者)について、2次計画策定時のアンケート調査との比較を図 3-12 に示します。海岸管理者で「回収・運搬・処理」が減少し、市町村で「発生抑制」、民間団体で「漂流ごみ対策」と「マイクロプラスチック対策」の関心が高まっています。

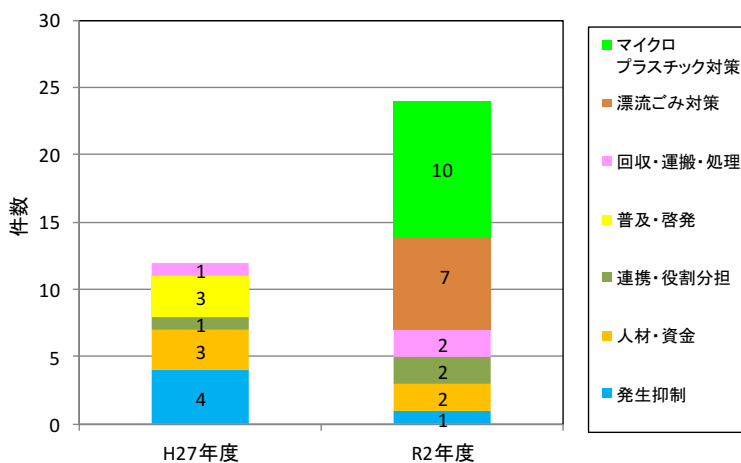




### 海岸管理者



### 市町村



### 民間団体

注: 課題については、頂いた自由意見に基づき項目分け・集計しているため、アンケート対象者数と件数の合計は一致していません。

図 3-12 海岸ごみの課題に対する意識の変化

(令和 2 年度実施)

※漂流ごみ対策とマイクロプラスチック対策は令和 2 年度新たに追加した設問

## 第4章 基本方針と今後の取組

海岸ごみの現状や課題、これまでの取組を踏まえ、基本理念（めざす姿）を実現するため、4つの基本方針のもと、各種施策を推進します。

### 計 画 の 基 本 方 針

- 1 海岸ごみの円滑な処理の推進
- 2 効果的な発生抑制対策の推進（ごみの不法投棄防止と発生抑制）
- 3 県民みんなで進めるきれいな海岸づくり（多彩な県民活動支援と人材育成）
- 4 地域連携と協働の推進

#### 1. 海岸ごみの円滑な処理の推進

##### （1）連絡・通報体制の整備

海岸ごみの回収や処理対応を迅速に行っていくためには、発生状況の的確な把握と様々な媒体を活用した情報発信が必要となります。アンケートによると自治体では市民からの相談件数は増加傾向にあるものの、海岸管理者及び沿岸市町村の情報収集方法はパトロールが中心です。情報発信に関する効率化、取組の強化が求められます。

##### [取組]

###### ①海岸ごみ相談窓口の整備

- ・ 県や市町村等の相談窓口を通じ、海岸ごみの発生状況等に関する情報収集、情報提供に努めます。
- ・ 海岸清掃など地域の活動に対し、分別方法、処分方法等の助言・指導を行います。

※県や市町村等の相談窓口は、資料編3をご覧ください。

###### ②インターネット、海ごみリーフレットを活用した海岸ごみ関係情報の提供

- ・ ホームページ等を通じ、海岸清掃活動支援事業の周知を図ります。
- ・ 海ごみの現状、発生抑制の必要性をリーフレットにより周知します。
- ・ 海岸清掃活動への参加の呼びかけ、海岸ごみに関する情報発信を行います。

## (2) 海岸ごみ処理対策事業の推進

県や市町村、民間団体等による海岸ごみ処理活動の拡充にあたっては、十分な予算確保による事業の推進が必要となります。

また、アンケートによると「森と海をつなぐ環境保全推進事業」について、提出書類が多い、制約が多いと制度適用上の課題が挙げられているほか、コロナ対策等、年ごとの状況に応じた予算の設定が求められています。

### [取組]

#### ①海岸漂着物地域対策推進事業の推進

- ・ 県や市町村は、海岸管理者として流木等の海岸ごみの回収・処理を推進します。
- ・ 海岸ごみにより海岸の景観や環境の保全に問題が生じている、あるいはそのおそれがある海岸を「重点区域」に指定し、海岸ごみの回収・処理を推進します。  
※重点区域の設定方法、海岸等は、資料編2に示しています。
- ・ 海洋ごみ及び海底ごみについても、活用を推進します。
- ・ 漁業者等により自主的に回収された漂流・海底ごみの処理についても活用を推進します。

#### ②森と海をつなぐ環境保全推進事業の推進

- ・ NPO や自治会、企業などの民間団体がボランティアで行う海岸清掃活動や、漁業協同組合による、漁港・港湾の泊地・船溜内に滞留し漁船等の航行の妨げとなる流木等の回収を支援します。
- ・ 事業箇所の拡大や補助の対象項目の拡大等支援内容の充実を図ります。

#### ③水産多面的機能発揮対策事業の推進

- ・ 藻場・干潟の維持・管理を図るとともに海洋汚染等の原因となる漂流・漂着物、堆積物等の処理に取り組む活動組織を支援します。

## (3) 災害時における迅速な対応

災害の激甚化や頻発化により大量の流木等の海岸ごみが発生した場合は、「大分県災害廃棄物処理計画（改訂版）」（平成28年3月策定、令和2年3月改訂）に基づき、関係機関が連携して迅速かつ円滑に海岸ごみを回収・処理することが求められます。

緊急時の連絡体制や活用できる事業、回収処理体制、回収処理にあたっての留意事項などについては、環境省ホームページ（災害廃棄物処理支援ネットワーク D-Waste-Net）を確認しておくとともに、平時（災害予防）から関係者が情報共有を行うとともに、県民への情報発信、職員への教育訓練を行っておくことが重要です。

### [取組]

#### ①「大分県災害廃棄物処理計画」（令和2年3月改訂）に基づく処理対策の推進

- ・ 計画に基づき、大分県災害廃棄物処理対策連絡会議、大分県流木等処理対策検



討会議や流木等処理対策地域協議会を通じて関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑な回収・処理を推進します。

#### ②災害時海岸漂着物処理事業（大分県）

- ・大規模な災害で大量の流木等が漂着し被害を受けた県管理の海岸等を機動的に早期復旧します。

#### ③災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)の活用

- ・震災や水害に起因する災害廃棄物が漂着した場合、市町村が行う収集・運搬・処分を支援します。

### (4) 海岸ごみ処理施設の整備

アンケートによると、回収作業は民間事業者、民間団体のボランティア、清掃部局、運搬作業は回収者自身、一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬事業者、処理作業は一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設と自治体ごとに海岸ごみの処理対応が異なっています。また、一般廃棄物処理施設で処理困難な規格が大きい流木や処理困難な発泡スチロール等が発生している現状を踏まえ、海岸ごみに関係する廃棄物処理施設の整備が必要となっています。

#### [取組]

##### ①循環型社会形成推進交付金(環境省)の活用

- ・海岸ごみに関係する廃棄物処理施設（除塩設備・破砕設備・破袋設備）の整備を支援します。

## 2. 効果的な発生抑制対策の推進（ごみの不法投棄防止と発生抑制）

海岸ごみをなくし、海岸ごみの問題を通じた循環型社会の形成のため、ごみを減らす、ごみを捨てないといった運動やごみの発生場所に応じた3Rの取組が求められます。

### （1）発生源の調査

アンケートによると、河川上流部（山間部）から河川下流部・海までの一体的な対策を可能とする検討や森林組合や漁協等一連の連携の必要性、瀬戸内の牡蠣のプラスチックごみ等、ある程度発生源が特定できるごみに対しての流域を越えた発生抑制対策の必要性が求められています。

#### [取組]

##### ①海岸ごみ発生源調査の実施

- ・発生抑制対策を効果的に進めるため、海岸等に捨てられたごみ、海岸の浮遊ごみ、海底ごみ等の状況を調査します。
- ・調査結果を踏まえ発生原因や経路の特定に努め、発生抑制対策事業に反映させます。
- ・令和元年度に実施した実態調査を踏まえた「おおいたきれいな海岸づくりマップ」（令和2年3月作成）を活用し、発生抑制の啓発に努めます。
- ・令和2年度より海岸ごみの組成調査を毎年実施し、漂着物の経年変化を把握していきます。

組成調査による人工ごみの量の現状と目標値

項目	現状	目標
	平成26年度と 令和元年度の実績	令和7年度
人工ごみの量※	0.50m <sup>3</sup>	0.44m <sup>3</sup>

※4 海岸で年2回行う調査結果の1回あたりのごみの量

### （2）発生源に応じた発生抑制対策の推進

不法投棄防止、県や市町村等の関係機関による情報共有、漂流ごみの回収、資源のリユース・リサイクルの推進など広範囲にわたる取組が求められます。

アンケートによると、台風や豪雨などにより漂着したごみに対する臨機応変な対応、即時対応できる資機材を保有している業者の確保等が求められています。

## [取組]

### ①ごみの不法投棄監視の強化

- ・不法投棄パトロール、河川パトロールによる監視・取り締まりを強化し、悪質な不法投棄については法令に基づく処罰を行います。

### ②市町村不法投棄防止対策等支援事業の推進

- ・看板設置、監視員配置、不法投棄物の撤去等の事業を推進します。
- ・事業箇所を拡大を図ります。

### ③大分県流木等処理対策検討会議での情報共有と連携

- ・災害時における漂流ごみ、流木等の発生情報を提供し、船舶の事故防止に努めます。
- ・関係機関が連携して、漂流ごみ、流木等の回収・処理を行います。

### ④漂流ごみ等の回収

- ・清掃船「清海」による別府湾海域における漂流ごみの回収、水質汚濁状況の調査、公害パトロール、体験乗船などの啓発活動に取り組みます。
- ・清掃船「がんりゅう」による周防灘海域における漂流ごみ等の回収に取り組みます。
- ・「海岸漂着物地域対策推進事業」による漂流・海底ごみの回収・処理を推進します。

### ⑤河川におけるごみの回収

- ・国の機関と連携した河川ごみの回収、河川愛護月間における清掃活動などを推進します。

### ⑥容器包装廃棄物等の回収の促進

- ・海岸ごみの発生抑制を図るためには、まず生活に伴って発生した海岸ごみとなり得る廃棄物等の発生抑制に努めることが大切です。このため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図ることを通じて廃棄物の発生抑制と廃棄物の適正な処分を確保することにより、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直し、循環型社会の実現を図ります。

## (3) 事業系廃棄物の不法投棄防止・回収の推進

海岸ごみを減らすため、主な発生源である事業系廃棄物（漁業由来のごみや森林等での放置材等に由来するごみ）に関して、適正に処理し、海域への流出を抑制することが求められます。

## [取組]

### ①関係事業者等を対象とした研修会の実施

- ・農林漁業関係者や森林保有者を対象に、海岸ごみに関する啓発や研修を行い、事業系廃棄物の不法投棄防止、回収、減量化について協力を要請します。

### ②海岸パトロールの実施による不法投棄の監視

- ・海岸パトロールを行い、不法投棄を防止します。



### 3. 県民みんなで進めるきれいな海岸づくり (多彩な県民活動支援と人材育成)

#### (1) 情報提供・普及啓発・環境教育の推進

海岸ごみ対策を進めるうえで最も大切なことは、海岸ごみの現状を県民一人ひとりに知らせ、自ら考え行動する人を一人でも多く育てることです。

#### [取組]

##### ①NPO 等と連携した普及啓発・環境教育の推進

- ・ホームページや広報誌等を活用して、海岸ごみの現状や処理・発生抑制施策について情報提供を行います。
- ・海岸清掃や環境教育活動を実施する NPO 等と連携して、海岸清掃体験など環境教育を推進します。
- ・海岸で実施されるイベント・レジャーに併せて、海岸利用者に対しごみのポイ捨て禁止の啓発を行います。
- ・こどもエコクラブにおける海岸ごみの現状の啓発、生物観察などへの参加の呼びかけ、3R の推進を行います。
- ・海岸清掃啓発用タオルの作成・配布を行います。
- ・環境教育での活用を目的としたリーフレットを配布します。

#### (2) 海岸クリーンアップ活動の推進

アンケートでは、民間団体から、活動の励みになるため表彰制度を実施してほしいと要望があがっています。豊かな水環境の創出を目指し、県民が誇る大分県の海岸を将来につないでいくために誰もが参加できるきれいな海岸づくりの取組が求められます。

また、海岸ごみの回収にあたっては、動植物の生息・生育環境の保全をはじめ、作業場所の安全管理、清掃活動参加者の安全の確保に特に留意する必要があります。

#### [取組]

##### ①海岸クリーンアップ作戦等の実施

- ・NPO 法人、自治会、漁業関係者、企業、行政など、県民をあげての「おおいとうつくし海岸クリーンアップ作戦」を推進します。
- ・「きれいな海岸づくり強化期間」を設け、ホームページや新聞広告での広報や活動団体への支援を行います（キャッチフレーズ：未来につなごう！ごみのないきれいな海岸を）。
- ・海岸愛護月間（毎年 7 月）における海岸清掃活動や「マリンスクール」を推進し、シェアリング（賞状授与）を行うなど、活動に興味を示す施策を行っていきます。

- ・海ごみ学習用冊子「つながる海 みんなの自然～おおいたの海ごみ問題を考える～」による啓発活動を促進します。
- ・SNS等を活用し、県民のごみ拾い活動への参加を促進します。

海岸清掃参加者数の現状と目標値

項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
海岸清掃参加者数	10,378人	27,500人

### (3) 内陸部の県民への広報・啓発

令和元年度に実施した海岸漂着物等実態調査では、漂着物のうちの人工ごみの約7割がプラスチック類で、その約2割が漁具等の海域由来のもので、約8割が飲料用のペットボトル等陸域由来のごみでした。

アンケートにおいても民間団体での回収作業でプラスチック類が増加傾向にあること、プラスチック類が細くなった場合は回収が困難であること等が重要な問題であると認識されてきています。

海岸漂着物等には、生活系ごみをはじめ、身近なごみ等に起因するものが多く含まれていて、これらは市街地をはじめ、森林、農地、河川等の土地から河川その他の公共の水域を経由して海岸に漂着するものと考えられます。

沿岸部の県民に対してはもちろん、内陸部の県民に対しても海岸漂着物特に海洋プラスチックごみ問題への認識を深め、当事者意識をもってごみ等の投棄を行わないように広報・啓発を行っていきます。

#### [取組]

##### ①プラスチックごみ削減啓発パネルの貸出し

- ・県では、小学校高学年以上を対象としたプラスチックごみ削減啓発パネル（B2サイズ5枚 1セット）を作成しており、希望者に貸し出しを行っています。

##### ②NPO等と連携した普及啓発・環境教育の推進

- ・ホームページや広報誌等を活用して、海岸ごみの現状や処理・発生抑制施策について情報提供を行います。
- ・海岸清掃や環境教育活動を実施するNPO等と連携して、海岸清掃体験など環境教育を推進します。
- ・海岸で実施されるイベント・レジャーに併せて、海岸利用者に対しごみのポイ捨て禁止の啓発を行います。
- ・こどもエコクラブにおける海岸ごみの現状の啓発、生物観察などへの参加の呼びかけ、3Rの推進を行います。
- ・海岸清掃啓発用タオルの作成・配布を行います。
- ・環境教育での活用を目的としたリーフレットを配布します。

## 4. 地域連携と協働の推進

### (1) 国・県・市町村の関係機関・民間団体間の連携の推進

災害時の大量の海岸ごみの回収処理や広域的・広範囲の取組が必要となる発生抑制対策を効果的に進めるためには、国・県・市町村・海岸管理者・民間団体との連携・協働や、海岸を擁する沿岸部と河川上流に位置する内陸部の地域連携が不可欠です。

関係機関・団体間の意見交換の場づくりを通じ、海岸ごみ対策について情報共有を図るとともに、人、地域の連携を推進することが大切です。

#### [取組]

##### ①大分県流木等処理対策検討会議等の開催

- ・大分県流木等処理対策検討会議や流木等処理対策地域協議会、おおいたうつくし作戦廃棄物・大気・水環境部会等を通じて情報交換を行い、関係機関・団体間の連携や海岸ごみ対策の検討を進めます。
- ・海岸ごみの現状や課題、海岸ごみ相談窓口、災害時の連絡体制、回収処理や発生抑制対策で活用できる事業、回収処理体制や回収処理にあたっての留意事項、安全対策などについて、会議やホームページ、SNS（Facebook、Twitter 等）を通じた情報発信と情報共有を推進します。

### (2) 近隣各県・自治体との連携の推進

漂流ごみや海岸ごみの発生情報について近隣の各県や自治体と情報交換を行うとともに、牡蠣パイプ等、発生源がある程度明確な漂着物を中心に回収処理や発生抑制対策に関する相互協力を進める必要があります。

#### [取組]

##### ①関係自治体との連携(情報交換、相互協力等)

- ・海岸ごみの発生源を有する県・自治体に対して、ごみの発生抑制対策を要望します。
- ・各県・自治体と連携して、周防灘・伊予灘・豊後水道海域の海洋ごみの発生抑制に努めます。



## 第5章 計画の推進

### 1. 関係者の役割分担

計画に基づく海岸ごみ対策を進めていくためには、国・県・市町村・NPO等民間団体がそれぞれの役割を担い、またそれぞれの特性を尊重しながら互いに協力することが必要です。計画の推進にあたっては、関係者の役割を明らかにし、効果的な施策の実施に努めます。

#### (1) 国の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念に基づき、総合的な施策を策定し実施します。
- 広域で取り組む海岸ごみ対策など関係都道府県が協力を行う場合、あつせんを行います。
- 海岸ごみ等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、海岸ごみの発生状況や原因に関する調査を定期的に行うよう努めます。
- 海岸ごみ等の処理に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間団体等との連携の確保及びその活動に対する支援に努めます。また、その支援に際しては、民間団体等の活動の安全を確保するため、十分な配慮を行うよう努めます。
- 海岸ごみ等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めます。
- 海岸ごみ対策を効果的に推進するため、海岸ごみ等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めます。
- 海岸ごみ対策を推進するために必要な財政上の措置を講じます。

#### (2) 県の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念に基づき、海岸ごみ対策に関し、県区域の自然的社会的条件に応じて総合的な施策を策定し実施します。
- 計画の変更に対しての協議や海岸ごみ対策の推進に係る連絡調整等を行います。
- 処理すべき海岸ごみが各市町村のごみ処理能力(性能や量)を超える場合は、他の市町村との調整を行います。
- 海岸ごみの多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、その意見を聴いて、当該他の都道府県に対し、必要に応じて海岸ごみの処理等に関して協力を求めます。

- 海岸ごみ等の発生の抑制を図るために必要な施策を効果的に推進するため、海岸ごみの発生状況や原因に関する調査を行うよう努めます。
- 海岸ごみ等の処理に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間団体等との連携の確保及びその活動に対する表彰制度等を活用した支援に努めます。また、その支援に際しては、民間団体等の活動の安全を確保するため、十分な配慮を行うよう努めます。
- 海岸ごみ等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めます。

### (3) 市町村の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念に基づき、海岸ごみ対策に関し、市町村区域の自然的社会的条件に応じて総合的な施策を策定し実施します。
- 海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸ごみ等が存在することに起因して、住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者に対し、必要に応じて、当該海岸ごみ等の処理に関する措置を講ずるよう要請します。
- 海岸ごみ等の処理に関し、海岸管理者等に協力します(仮置場の確保、一般廃棄物収集・運搬の許可手続、廃棄物処理施設での処分等)。
- 台風、災害等で大量に海岸ごみ等が発生した場合の処理業者(資機材の保有)について、連携を図るとともに、海岸管理者への情報提供を行います。
- 海岸ごみ等の発生の抑制を図るために必要な施策を効果的に推進するため、海岸ごみの発生状況や原因に関する調査を行うよう努めます。
- 海岸ごみ等の処理に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間団体等との連携の確保及びその活動に対する支援に努めます。また、その支援に際しては、民間団体等の活動の安全を確保するため、十分な配慮を行うよう努めます。
- 海岸ごみ等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めます。

### (4) 海岸管理者等の役割

- 管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸ごみ等の処理のため必要な措置を講じます。
- 市町村から海岸ごみ等の処理に関し要請を受けた場合、その内容を検討し、海岸ごみ等の処理のための必要な措置を講じます。

## (5) NPO 等民間団体の役割

- 県や市町村と連携して、地域の清掃活動を通じて、海岸ごみに対する地域の理解を深め地域活動を積極的に推進します。
- 海岸ごみ等の普及啓発・環境教育の取組に積極的に参加するよう努めます。
- 海岸に関する地域イベント等について、積極的に情報発信を行います。







各実施主体は計画推進のため、それぞれの役割を認識し、取組を進めていきます。

## 2. 計画の進行管理

計画の推進にあたり、大分県流木等処理対策検討会議や流木処理対策地域協議会、廃棄物・大気・水環境部会(おおいとうつくし作戦県民会議の部会の1つ)を計画進行のチェック機関と位置づけ、取組を評価・検証しながら、見直し・改善に取り組みます。

また、目標管理指標の達成状況により進行管理を行います。

県では、各基本方針に対応したSDGsの目標を以下のように設定します。

計画の基本方針	対応するSDGsの目標		
1 海岸ごみの円滑な処理の推進	12 つくる責任 つかう責任 	14 海の豊かさを 守ろう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 
2 効果的な発生抑制対策の推進 (ごみの不法投棄防止と発生抑制)	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	14 海の豊かさを 守ろう 
3 県民みんなで進めるきれいな海岸づくり (多彩な県民活動支援と人材育成)	14 海の豊かさを 守ろう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	
4 地域連携と協働の推進	14 海の豊かさを 守ろう 	17 パートナーシップで 目標を達成しよう 	

※目標 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

※目標 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

※目標 14 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

※目標 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する